

事件表示 平成29年(ヤ)第6号 損害賠償請求事件
調書決定の表示 最高裁判所第三小法廷 平成28年(ヤ)第88号
調書決定日 平成28年12月16日

副本

再審の訴状訂正申立書

平成29年2月6日

最高裁判所第三小法廷 御中

● H29、9、10追記、24、26、27、
58頁の赤文字は 誤字訂正の申立により訂正
した。

当事者表示

(申立人) 上告人 株式会社 若 竹
代表者代表取締役 大嶋正久
上告人 大嶋正久
上告人 大嶋子
(相手方) 被上告人 国、
被上告人 国外2名、(岩井重一、平澤慎一)

写真版



上告人

1■■-00■■ 東京都■■■区■■■■丁目■■■番■■■号

株式会社 若 竹

代表者代表取締役 大嶋正久

(電話 03-■■■■-■■■■)



上告人

1■■-00■■ 東京都■■■区■■■■丁目■■■番■■■号

(電話 同上) 大嶋正久



上告人

1■■-00■■ 東京都■■■区■■■■丁目■■■番■■■号

(電話 同上) 大嶋子



事件表示 平成29年(ヤ)第6号 損害賠償請求事件
調書決定の表示 最高裁判所第三小法廷 平成28年(ヤ)第88号
調書決定日 平成28年12月16日

副
本

再 審 の 訴 状 訂 正 申 立 書

平成29年2月6日

最高裁判所第三小法廷 御中

最高裁及び相手方ら
に送達した書類と同
じ内容です。

当事者表示

(申立人) 上告人 株式会社 若 竹
代表者代表取締役 大嶋正久
上告人 大嶋正久
上告人 大嶋■子
(相手方) 被上告人 国、
被上告人 国外2名、(岩井重一、平澤慎一)

上告人

100-0000 東京都■■区■■■丁目■■番■■号

株式会社 若 竹

代表者代表取締役 大 嶋 正 久

(電話 03-0000-0000)

上告人

100-0000 東京都■■区■■■丁目■■番■■号

(電話 同上) 大 嶋 正 久

上告人

100-0000 東京都■■区■■■丁目■■番■■号

(電話 同上) 大 嶋 ■ 子

第1 再審請求の趣旨

1 調書決定の表示

最高裁判所第三小法廷 平成28年(ヤ)第88号 調書(決定)(平成28年12月16日付)第1主文、1 本件申立てを棄却する。2 申立費用は申立人らの負担とする。第2理由、本件申立ては、上記の対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

2 再審の趣旨

(1) 最高裁判所第三小法廷 平成28年(ヤ)第88号 調書(決定)を取消し破棄し不服の申立ての再審を求める。

(2) 被上告人らは上告人らに対し、連帯して2億8862万3250円及びうち訴訟物価格2億7185万8692円に対する平成11年3月9日から、うち精神的慰謝料1165万7058円に対する平成11年3月9日から、うち貼用印紙代合計510万7500円に対する平成22年12月16日から、各支払済みまで民事法定利率年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、第1審、第2審、最高裁判所上告審とも、被上告人らの負担とする。(同貼用印紙代合計金399万1500円)

(4) 再審の訴状の貼用印紙代 1500円、

(5) 判決ならびに仮執行の宣言を申立てる。

第2 再審の事由

1 再審の原因

1) 原因・不服の理由(原因事実経緯から違法違憲等)

《原審提訴事件原因》平成8年9月2日付原告株式会社若竹の訴状(甲第5号証)の請求の趣旨、請求の原因、等のすべては記載のとおりである。

(あ) 原審別件訴訟事件(東京地方裁判所平成8年(ワ)第17033号)損害賠償等請求事件(以下「別件訴訟事件」又は「別件第一審」という)において、重大にして重要な違法違憲等の原因があり、別件原告に対し確定詐害判決を不当取得させた。

〔あ〕証人調書(甲第1号証1)(以下「甲1の1」または「同調書」という)及び合わせて裁判官訴追委員会に提出した証人調書(甲第1号証の1その2)(以下「甲1の1その2」

という)の基礎資料には、原告代理人(平澤)の質問部分について1項から23項までの記載があるが、当該部分は証人の証言部分の記載があるのみで1項から23項までの質問部分の陳述の記載がない。すなわち原告代理人(平澤)の「1から23項までの質問部分」の陳述(以下「1から23項までの質問部分」という)が同調書に記載ないことは基礎資料に異常な欠陥がある「瑕疵」があり、下記訴訟手続法規違反該当がある。当事者(原告代理人(平澤))の「1から23項までの質問部分」の陳述を同調書(甲1の1)に記載すべきところ記載不備(以下「記載不備」という)による証拠排除は「口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。(民事訴訟規則(以下「民訴規」という)67条1項)」(以下「前記同条文(民訴規67条1項)」という)、及び同原審事件発生時、実質的記載事項の「証人、当事者 本人の陳述(民訴規67条1項2号)」(旧法)が「証人、当事者 本人の陳述(民訴規67条1項3号)」(新法)に平成15年最高裁判所によって改正されたことから、本件においては以下統一して同新法をもって主張する。実質的記載事項の「証人、当事者 本人の陳述(民訴規67条1項3号)」(以下「前記同条文(民訴規67条1項3号)」という)訴訟手続法規違反該当の重大な瑕疵(以下「瑕疵」という)があると主張する。前記すべての訴訟手続法規違反を総合して(以下「法令違法」という)。同違反は裁判所によって原告に基本的人権が認められている裁判上の主張の権利をはく奪侵害(違憲)されたことにより、後記違憲の原因がある。極めて重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」である。及び■前記「1から23項までの質問部分」の陳述が同調書(甲1の1)に記載ないことは同調書の証拠を目視すれば「瑕疵」・同訴訟手続法規違反該当の「法令違法」の事実が確認できる。■及び後記2)【2】記載「事実及び証拠認定証明」があるから証拠事実確認できる。照合下さい。

【い】しかも、前記同「1から23項までの質問部分」に加えて、24項目の当事者(原告代理人)の質問「紹介した介在者を知っているか」及び証人の証言「知らない」の「紹介した介在者を知っているか、知らない」(甲1の1)質問と証言の陳述(以下「紹介した介在者を知っているか、知らない」という)がなされた(原告本人は証人尋問の当日出席、聞いている)にもかかわらず「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を同調書に「記載不備」による証拠排除したことは、基礎資料に異常な欠陥がある重大な「瑕疵」

前記と合わせて（以下「**瑕疵**」という）があり「口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。（民事訴訟規則（以下「**民訴規**」という）67条1項）」（以下「**前記同条文（民訴規67条1項）**」という）訴訟手続法規違反該当、及び実質的記載事項「証人、当事者 本人 の陳述（民訴規67条1項3号）」（以下「**前記同条文（民訴規67条1項3号）**」という）訴訟手続法規違反（以下「**訴訟手続法規違反**」という）該当がある**と主張する**。前記〔あ〕〔い〕すべての同訴訟手続法規違反を総合して（以下「**法令違法**」という）。前記「記載不備」による証拠排除の同違反は原告及び証人は基本的人権が認められているが 裁判所によって 裁判上における主張する権利のはく奪侵害（違憲）されたことにより、後記違憲の原因がある。「重大さの程度は最高度」であり 極めて重大にして「重要な事項」である。

〔う〕前記「1から23項までの質問部分」の陳述及び前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を同調書に「記載不備」にして証拠排除した前記「**前記同条文（民訴規67条1項3号）**」訴訟手続法規違反がある「**法令違法**」事実につき判決書（甲7）の理由中に理由が記載されていない・付されていない理由不備は「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（民訴法253条1項）」（以下「**前記同条文（民訴法253条1項）**」という）、「理由（民訴法253条1項3号）」（以下「**前記同条文（民訴法253条1項3号）**」という）訴訟手続法規違反該当の「理由不備」（以下「**理由不備**」という）がある**と主張する**。加えて「理由不備」があることは絶対的上告理由として「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること（民訴法312条2項6号）」（以下「**前記同条文（民訴法312条2項6号）**」という）訴訟手続法規違反該当の「理由不備」後記6頁（甲第131号証の1、）による絶対的上告理由（以下「**絶対的上告理由**」という）から本件上告の再審の理由がある。前記〔あ〕〔い〕〔う〕すべての訴訟手続法規違反を総合して（以下「**法令違法**」という）。同裁判所は原告に対し 訴訟上あってはならない事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた**と主張する**。「重大さの程度は最高度」であり 極めて重大にして「重要な事項」である。

〔え〕■補足、なお前記同調書（甲1の1・甲1の1その2）に24項目「紹介した介在者を知っているか、知らない」等を記載して補足追記押入（挿入）した。■及びその「紹介した介在者を知っているか、知らない」が同調書に記載されていない事実は（後記2）

【1】に記載の代理人による「代理人証明」及び【2】「事実及び証拠認定証明」があるから証拠事実確認できる。

(い) 原審別件控訴事件の（東京高等裁判所 平成11年（ネ）第4089号）損害賠償等請求控訴事件（以下「別件控訴事件」又は「別件控訴審」という）において前記「別件第一審」に訴訟手続法規違反があるにもかかわらず「理由不備」等の訴訟手続法規違反の法令違法・違憲をもって別件控訴人に対し確定詐害判決を不当取得させた。

① 前記第2 1 1) (あ) のとおり、「別件第一審」の判断の基礎資料の前記調書（甲1の1）に異常な欠陥がある極めて重大な「瑕疵」があり、前記極めて重要な「1から23項までの質問部分」の陳述 及び重要な「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を同調書（甲1の1）に記載すべきながら「記載不備」による証拠排除した前記「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。さらに同訴訟手続法規違反がある事実につき 判決（甲7）の理由中に理由を付せない前記「理由不備」の「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（民訴法253条1項）」「理由（民訴法253条1項3号）」（以下「理由（民訴法253条1項3号）」ともいう）同訴訟手続法規違反該当がある。その事実から 別件原告に対し事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。

② 上訴の「別件控訴審」裁判所は 前記①の「別件第一審」の前記同「記載不備」による証拠排除した前記「前記同条文（民訴規67条1項3号）」同訴訟手続法規違反があること、判決（甲7）に「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」同訴訟手続法規違反があること、その「法令違法」がある事実につき、控訴状（甲9）控訴の理由、原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである。詳細は、追って準備書面をもって提出する。前記すべての法令適用の違法があり、口頭弁論1回の開催（控訴人本人出席した）で平成11年10月27日弁論終結（甲8）から 故意に看過し 審理を否定し、前記「法令違法」がありながら 第一審の判決の取消しを否定「第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない（民訴法306条）」（以下「前記同条文（民訴法306条）」という）訴訟手続法規違反該当があると主張する。さらに加えて前記すべての同訴訟手続法規違反事実等につき 判決（甲8）の理由中に理由を付すべきながら 付されていない「理由不備」がある。

判決（甲 8）主文 一 本件控訴を棄却する。後記 13 頁、以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。判決をした。明らかに同判決（甲 8）の「理由不備」は「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反該当の前記「理由不備」（以上以下「理由不備」という）があると主張する。加えて コンサイス法律学用語辞典（甲第 131 号証の 1、1639 頁）引用、理由不備・理由齟齬、民事訴訟法上、判決には理由を付さなければならず（民訴 253 I ③）、「判決に理由を付せず、または理由に食違ひがある」場合には絶対的上告理由となる。（民訴 312 II ⑥）。この絶対的上告理由のうち、前者を理由不備、後者を理由齟齬という。理由不備には、全く理由が付されていない場合の他、一部を欠いている場合も含まれる。本件「別件控訴審」の判決において 同引用の「判決には理由を付さなければならずの「理由不備」の「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反があることは「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法 312 条 2 項 6 号）」訴訟手続法規違反の「理由不備」があると主張する。「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること（民訴法 312 条 2 項 6 号）」（以下「前記同条文（民訴法 312 条 2 項 6 号）」という）訴訟手続法規違反該当の「理由不備」による絶対的上告理由（以下「絶対的上告理由」という）があることから本件上告の再審の理由がある。前記すべての訴訟手続法規違反を総合して（以下「法令違法」という）。同「理由不備」とは全く理由が付されていない場合のほか、一部を欠いている場合も含まれる。「理由不備」は同判決書（甲 7）（甲 8）を見れば確認できる。「別件控訴審」裁判所は公権力行使による強制執行行為の判決棄却 控訴の理由がない、同判決から別件控訴人に対して事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させたと主張する。同判決書に「理由不備」の「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法 312 条 2 項 6 号）」があることは前記同引用（甲第 131 号証の 1）から絶対的上告理由である（以下「絶対的上告理由」という）。極めて重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」である。前記すべての訴訟手続法規違反該当等につき理由が付されていない「理由不備」による「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反該当は「違憲」理由該当がある。詳細は後記に主張する。前記判決には「前記同条文（民訴法 253 条 1 項）」「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法 312 条 2 項 6 号）」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければ

ならない。

③ 控訴状（甲 9）引用 控訴の理由 本件につき被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消を免れないものである。主張記述（甲 9）（以下「主張記述（甲 9）」という）につき、同引用の 被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、とは 前記「別件第一審」の前記「1 から 2 3 項の質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を同調書に「記載不備」にして証拠排除した「前記同条文（民訴規 6 7 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反該当につき 判決書（甲 7）には「理由不備」の「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反該当があることを意味している。上訴の「別件控訴審」裁判所は 平成 1 1 年 1 0 月 2 7 日弁論終結（甲 8、1 3 頁）（第一回目の口頭弁論開催）前記「主張記述（甲 9）」ほか本件「法令違法」につき審理をすべきところ 審理を故意に看過し 一回開催にて口頭弁論終結による平成 1 1 年 1 2 月 2 0 日判決（甲 8）公権力行使による判決棄却 控訴の理由がない、と判決した。前記「主張記述（甲 9）」の審理を故意に否定したことにつき 判決書（甲 8）にその理由が付されていない「理由不備」の「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反該当があると主張する。別件控訴人に対して事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。極めて重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」である。前記判決には「前記同条文（民訴法 2 5 3 条 1 項）」「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法 3 1 2 条 2 項 6 号）」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。

④ 前記のとおり「別件控訴審」裁判所は 同控訴状（甲 9）引用 控訴の理由、本件につき被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決には、事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである。詳細は、追って準備書面をもって提出する。主張があるにもかかわらず その主張につき審理（裁判・口頭弁論）を故意に否定し 被告新井の損害賠償責任につき否定の棄却判決をした。審理とは事案の事実関係及び法律関係を明確にするための作用であり、その審理を否定した。「別件控訴審」裁判所は前記同「主張記述（甲 9）」の審理を故意に否定して、棄却判断の「本件控訴は理由がない」と判決した。同判決には棄却判断したその理由につき前記同「理由不備」の「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項

3号)」訴訟手続法規違反該当等がある。別件控訴人に対し 事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。裁判所の公権力の行使の極めて恐ろしい強制執行行為の棄却判決は 重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」である。前記判決には「前記同条文(民訴法253条1項)」「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文(民訴法312条2項6号)」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。

⑤ 前記①ないし④のとおりから、「別件控訴審」判決(甲8)は、主文 一 本件控訴を棄却する。二 控訴費用は控訴人の負担とする。第三 当裁判所の判断(13頁下から3行目) 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。同棄却判決処分は法的に適法な自由、後記憲法(憲法12、13、31条)で保障された自由の身の市民国民の原告・控訴人には棄却判決処分される理由がない前代未聞の特別異常な悔しい違法不当不正の棄却判決をされた。「以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない」とは、前記①ないし④の訴訟手続法規違反該当等がある事実につき、同判決中に理由が付されていない「理由不備」の「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反がある。その事実は同判決書を目視すれば確認できる。本件控訴人の損害賠償請求につき 市民国民である別件控訴人を欺いて事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決(甲8)「主文 本件控訴を棄却する。以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」(13頁)を不当取得させた。原告及び控訴人に対し 裁判所はなしてはならない強制執行行為の公権力行使の伴った極限の悪事(後記事実誤認不当違法違憲)判断をした。極めて重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」。前記判決には「前記同条文(民訴法253条1項)」「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文(民訴法312条2項6号)」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。

⑥ 被告準備書面一(甲3)第2求釈明事項 二「原告と被告有職が契約に至る経緯」に関して、どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい。(以下「紹介者について明らかにされたい主張」という)。補足として、原告は被告の同主張があるまで その紹介者(介在者)が存在している事実を知ら

なかった。及び紹介者（介在者）が存在している事実の同「紹介者について明らかにされたい主張」があるにもかかわらず「別件第一審」裁判所はその審理を否定し、加えて前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」質問と証言の陳述を同調書から「記載不備」にして証拠排除したと主張する。紹介者（介在者）は事件の発生に起因する根拠の影の陰謀者であり極めた重要な争点の事案であると主張する。（よって紹介者を以下「介在者」という）。裁判所の公権力行使をもって「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を前記同調書に「記載不備」にして証拠排除した。判決書（甲7）に その介在者につき「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を前記同調書に記載すべきところ前記「記載不備」による証拠排除したその理由が付されていない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。前記被告準備書面一（甲3）の被告の「紹介者について明らかにされたい主張」は介在者が存在している事実であり 前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を 故意に前記同調書に「記載不備」にして証拠排除し審理を否定し、証人八田及び被告・被控訴人新井の責任を免除の棄却判決（甲7）（甲8）したと主張する。その事実は証人八田及び被控訴人新井の責任を排除する意図の目的から同証拠排除した。その事実から「別件第一審」と「別件控訴審」裁判所の一般に見えない裁判所の内部の不当とする本件損害賠償請求を認めない判断の棄却をするための話し合いが行われたことは間違いない。事実控訴審判決において前記すべての訴訟手続法規違反等の事実、及びその審理も一度の口頭弁論開催で審理を尽くさず棄却判決（甲8）したこと、国民である別件控訴人を欺いて事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決（甲8）「主文 本件控訴を棄却する。原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」を不当取得させたことはその話し合いが行われた事実は明らかであり否定できないと主張する。極めて「重要な事項」である。前記①ないし⑥主張には 判決書（甲8）に「理由不備」があるから前記絶対的上告理由に該当し、前記は本件損害賠償請求及び再審請求の理由に該当する。極めて重大にして「重要な事項」であり「重大さの程度は最高度」である。前記判決には「前記同条文（民訴法253条1項）」「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法312条2項6号）」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。

⑦ 前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述が前記同調書に「記載不備」による証拠排除した事実から 被告被控訴人新井及び証人八田の責任等につき責任を免除すること、及び棄却判決することの話し合いが行われた。前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述の質問と証言をしたことは真実であり「別件第一審」裁判所の訴訟手続において その陳述を「記載不備」にして証拠排除してはならないことは既知であることから証拠排除した。及び同「紹介した介在者を知っているか、知らない」を同調書に「記載不備」にして証拠排除の前記「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反がある事実は 絶対に証拠排除してはならない重要な事項であるが裁判所がなした最高度の違法性の目的をもった訴訟手続法規違反であると主張する。及び同証拠排除につき判決（甲7）（甲8）の理由において 同違反の理由が付されていない前記「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反がある。「別件第一審」と「別件控訴審」の間に表に出ない裏の話し合いをしたこと、素人の国民（原告ないし上告人）には前記すべての「法令違法」がある事実につき、一見して見え難いことを承知の上で、両裁判所裁判官らは 裁判所内部で話し合いを行ったことが推定できる。前記①ないし⑦訴訟手続法規違反等につき「別件控訴審」裁判所の判決理由中にその理由を付せずの「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反があること、及び「別件第一審」裁判所は前記「紹介者について明らかにされたい主張」（甲3）があるにもかかわらずその審理を否定したこと、「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述について前記同調書から「記載不備」にして証拠排除されていること、から「別件控訴審」裁判官らは「別件第一審」裁判官から聞き知っていたと推定できる。また被控訴人新井の不法行為による責任を無責にする免除の棄却判決がある。新井の不法行為による責任を無責にする免除の話し合いがあったこと、すれば紹介した介在者は誰であるかをも聞き知っていた。及び当然前記「法令違法」違反についても既知の上で 判決理由中にその理由を付せない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当を故意による棄却詐害判決（甲8）したこと、その話し合い及び紹介者（介在者）は誰かを知っていた推定は真実である。介在者につき審理を否定し証拠排除し棄却判決（甲7）（甲8）をもって無責任の免除をした。及び「別件控訴審」裁判所は「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を前記同調書から証拠排除した事実を知り、及び介在者が誰であるかの真実

を知った上での棄却判決であることが確認できると主張する。前記それらを総合して「別件控訴審」裁判官らは控訴人に超法規的・不当違法判断の悪質な判決（甲8）による市民国民である控訴人を欺いた一円の実質的及び法的利益を受領できない事実誤認・不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決（甲8）「主文 本件控訴を棄却する。」を不当取得させたと主張する。その事実は身が震える恐ろしい被害を与えた。市民国民の控訴人は悲鳴をあげて抗議する。裁判所内部の恐ろしい信じられない悪の実態が浮き彫りになったと明言する。前記すべての事実は市民国民の誰においても不信感が漂う憤慨の怒りは必然である。これが裁判所の実態だ。極めてあってはならない重大にして「重要な事項」「重大さの程度は最高度」である。前記判決には「前記同条文（民訴法253条1項）」「理由（民訴法253条1項3号）」「訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法312条2項6号）」「訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。」本件上告人らは裁判所の恐ろしい公権力行使の重大な被害を受けた。許せない事件が起きたと主張する。

⑧ 念のために、前記⑥及び⑦から 原審「別件第一審」において、紹介者（介在者）が事実として存在し「紹介した介在者を知っているか、知らない」を前記同調書に「記載不備」にして証拠排除されている事実につき、前記のとおり話し合いをして、「別件控訴審」裁判所は前記被告準備書面一（甲3）の「紹介者について明らかにされたい主張」があり、控訴状（甲9）には、原判決には事実誤認ないし法令適用の違法があり、取消しを免れないものである。の主張がありながら紹介した介在者、証人、被告被控訴人新井を助ける（無責任の放免にする）ためにその審理を故意に看過し判決（甲8）棄却の判断をしたと主張する。なお「別件控訴審」裁判官らは「紹介した介在者を知っているか、知らない」について同調書から「記載不備」による証拠排除の既知推定は もしも「認められない」と判断するならば、本件の判断にその理由を付し、同「紹介した介在者を知っているか、知らない」を前記同調書に「記載不備」による証拠排除した事実は「別件第一審」裁判に帰属する前記「前記同条文（民訴規67条1項3号）」「訴訟手続法規違反該当であることから「別件第一審」の審理要件として本件再審による追認審判を求める。引用（甲第132号証の2、1717頁～1718頁）、（2）各種の終局判決 終局判決であれば、訴訟判決であると本案判決であるとを問わない。また審級の如何を問わない。ただし、控訴審が控訴を棄却す

る（本案）判決をした場合は、事件につき全面的な再審判が行われることになるから、その後は第一審判決に対しては再審ができなくなると規定している。第一審判決についての再審事由が、控訴審判決にも存すれば、これに対してだけ再審を認めれば足りるからである。前記引用から「別件控訴事件」について、全面的な再審判を求める。ただし前記の推定「認められない」とする判断である場合には追認の「別件第一審」による審判を求める。

⑨ 「別件控訴審」判決には前記①ないし⑧のとおりから 前記すべての訴訟手続法規違反の「法令違法」及び判決書（甲 8）に「理由不備」の「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反がある。及び「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる（民訴法 3 1 2 条 1 項）」該当、及び前記判決には「前記同条文（民訴法 2 5 3 条 1 項）」「理由（民訴法 2 5 3 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反の「理由不備」があるから前記「絶対的上告理由」の「前記同条文（民訴法 3 1 2 条 2 項 6 号）」訴訟手続法規違反により本件上告の再審が認められなければならない。その事実は後記すべての憲法違反（違憲）理由である。

⑩ 「別件第一審」「別件控訴審」の前記すべての訴訟手続法規違反該当 及び前記すべての「法令違法」等がある主張は 裁判による公正な判断・法的利益がはく奪され侵害されたこと 憲法上の裁判を受ける権利の保障の基本的人権の「裁判を受ける権利」を侵害「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない（憲法 3 2 条）」「違憲」であり、及び「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される（憲法 7 6 条 3 項）」の侵害の「違憲」がある（詳細は後記）。そのほか多くの後記「違憲」があり後記に「違憲」と主張する。上告理由「上告は、判決に憲法の違反があることを理由とするときに、することができる（民訴法 3 1 2 条 1 項）」違反該当より上告できることから 本件上告の再審を求める。当該裁判所裁判官らは 絶対に法令違背してはならない職務上の権限と義務から前記すべての訴訟手続法規違反該当の「法令違法」、及び後記「違憲」該当は「重大さの程度は最高度」であり 極めて重大にして「重要な事項」である。

⑪ 前記すべての事実主張から 控訴人に対し 訴訟上で絶対にあってはならない事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。本件別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの損害賠償請求事案は当然本件上告の再審において

認められなければならない。速やかに審理を開始し 上告人らは重大にして多大な損害被害を被っている事実から一刻も早く救済を求める。

2) 前記「法令違法」についての「代理人証明」及び「事実及び証拠認定証明」がある

【1】「別件訴訟事件」の証人調書（甲1の1）に 前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」代理人の質問と証人の証言の陳述が前記同調書に記載ない事実につき、本件の証拠として提出した証人調書（甲1の1）（甲1の1、その2）に上告人らが24項目を追記補足挿入（挿入）したこと、元原告代理人の回答書（甲4号証）引用 3『当職は敢えて八田氏の証人尋問の際に「介在者を知っているか。」と尋ねたわけです。これに対して、八田氏は「知らない。」と答えたことは貴殿もご承知のとおりです』（甲4号証）の回答がある。及び平成24年（ネ）1507号事件の平成24年4月24日付被控訴人国外2名（被控訴人岩井重一及び同平澤慎一）の答弁書（甲第146号証）第3、1 第1号証の1の調書に「紹介した介在者を知っているか」「知らない。」という記載がないこと、甲第4号証の回答書とおりに被告岩井重一及び同平澤慎一が回答したこと、（続く部分を省略）は認め、の記載回答があるから、「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を「記載不備」にして証拠排除したこと「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反が存在する事実につき前記代理人による証明（以上以下「**代理人証明**」という）がある。判断のための基礎資料としての異常な欠陥がある「瑕疵」及び前記すべての訴訟手続法規違反の前記「法令違法」の確定の証明があると主張する。及び前記後記のすべての主張「違法」「違憲」につき取消しできない証拠証明である。

【2】前記「1から23項までの質問部分」の陳述が記載されてない、及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」質問と証言の陳述が前記調書に記載されてない「前記同条文（民訴規67条1項3号）」違反につき、「別件訴訟事件」の判決（甲7）には、第三争点に対する判断 一 認定事実、前記争いのない事実と証拠 証人八田邦雄 の記載があり、証人八田邦雄の記載があることは証人調書（甲1の1）の存在の認定であり、前記「法令違法」がある事実を認めた「**事実及び証拠認定としての証明**」（以上以下「**事実及び証拠認定証明**」という）があると主張する。及び前記後記のすべての主張「違法」「違憲」につき取消しできない証拠認定証明がある。

2 再審の理由

(1) 再審による不服の申立てについて、

ア) 前記第2 再審の事由 1 再審の原因 1) 2) の原因等のおりから 再審の事由「次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる（民事訴訟法338条1項）」。及び「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」該当による再審の事由がある。

イ) 本件再審請求につき 最高裁判所第3小法廷、平成28年（ヤ）第88号事件の調書（決定）の終局判決において棄却が確定したが、その終局判決（調書決定）を取消し破棄し本件事件の再審判を求める非常の不服申立てをする。

以下に詳細再審事由を主張する。

(2) 再審の概念と目的等

引用（甲第132号証の1、1691頁）、再審とは「確定判決に対して、(i) その訴訟手続に重大な瑕疵（または重要な訴訟手続の違反）があつたり（たとえば、338条1項1～3号が適用される場合）、(ii) その判断の基礎資料に異常な欠陥があることが看過されていた場合に（たとえば、338条1項5～10号が適用される場合）、当事者がこれを理由としてその判決の取消しと事件の再審判とを求める非常の不服申立方法である」と定義されることが多い。しかし上記(ii)の場合を子細に検討すれば、そこでいわゆる「その判断の基礎資料に異常な欠陥があることが看過されていた場合」とは、「338条1項5～10号等の訴訟法規に違反したことが原因で、その結果として所掲の欠陥が生じた場合」にほかならないわけであるから、その場合の表現を、上記(i)の場合と同じく、「その訴訟手続に重大な瑕疵があつた場合」または「その重要な訴訟手続法規に違反した場合」と置き換えたとしても少しも差支えはないはずである。むしろそうすることによって、再審の定義を、「確定判決に対して、その訴訟手続に重大な瑕疵（または重要な訴訟手続法規の違反）があつた場合に、当事者がこれを理由としてその判決の取消しと事件の再審判とを求める非常の不服申立方法である」とするほうが簡明直截である。前記引用から 本件事件においては、前記のとおり 原審「別件第一審」の確定判決に対して、判断の基礎資料に異常な欠陥がある重大な「瑕疵」、前記(あ) [あ] [い] の「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反につき前記判決（甲7）に理由を付されてない「理由不備」

の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当等がある。及びその事実があるにもかかわらず事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得したこと、及び上訴の「別件控訴審」は前記「別件第一審」の前記すべての同訴訟手続法規違反があることにつき、審理を看過し「別件第一審」の判決の取消しを否定した前記「前記同条文（民訴法306条）」訴訟手続法規違反該当等がある。及び前記すべての訴訟手続法規違反があるにもかかわらず判決（甲8）に理由を付さない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当等がある。「別件控訴審」裁判所は別件控訴人に対し 事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。よって「次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる（民事訴訟法338条1項）」、及び「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民事訴訟法338条1項9号）」に該当する。これを理由としてその判決の取消しと事件の再審判を求める非常の不服申立である。

（3）判例該当による再審の理由がある。

①判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）とは、引用（甲第132号証の3、1732～1733頁）（4）9号「判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱とは、職権調査事項であると否とを問わず、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、当然判決の結論に影響あるものに対し、判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭7・5・20民集11-1005）」。（以下「前記同判例文（大判昭7・5・20民集11-1005）」という）本件は同判例に該当適用から理由がある。以下に主張する。

②判例「判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱（民訴法338条1項9号）とは、「別件第一審」において、証人尋問（甲1の1）の実施において、極めて重要な前記「瑕疵」がある原告代理人の質問部分の「1から23項までの質問部分」すべての陳述は事実として行われた、及び原告代理人の質問及び証人の証言「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述は事実として行われた、その証人尋問の質問と証言は前記判例当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項」に該当適合する。（注釈、前記攻撃防御方法とは、民事訴訟において、原告が請求の容認のために、被告が請求の棄却ない

し却下のために提出する事実上・法律上の陳述及び証拠の申し出である)。判例^{〔当然判決の結論に影響あるものに対し〕}とは、極めて重要な「1から23項までの質問部分」の陳述及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述の判例^{〔攻撃防御方法たる事項〕}を前記調書に絶対に記載すべき要件であるが 前記のとおり同調書から「記載不備」にして証拠排除した事実は 前記「前記同条文(民訴規67条1項3号)」訴訟手続法規違反がある。その「記載不備」につき判決(甲7)にその理由を付せない「理由不備」の「前記同条文(民訴法253条1項)」・「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反該当がある。及び上訴の「別件控訴審」においては 前記それらの訴訟手続法規違反等があることを看過し、第一審の判決の手続が法律に違反していながら判決の取消しを否定した「前記同条文(民訴法306条)」訴訟手続法規違反がある。それらの訴訟手続法規違反につき判決(甲8)にその理由を付せない「理由不備」の「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反該当がある。その事実から事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得した。すなわち前記後記「何人も、裁判において裁判を受ける権利を奪われない(憲法32条)」基本的人権侵害等ほか後記「違憲」がある。及びその原因等は 前記第2 再審の事由 1 再審の原因 1) 2) のとおりである。前記訴訟手続法規違反等「法令違法」「違憲」該当があることから 当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得した事実は 判例^{〔当然判決の結論に影響あるもの〕}に該当適合し^{〔判決に影響を及ぼすべき重要な事項(民訴法338条1項9号)〕}該当適合である。及び「別件控訴審」判決(甲8)において、主文 一 本件控訴を棄却する、は判例の^{〔判決の結論〕}であるから 前記「記載不備」による「前記同条文(民訴規67条1項3号)」訴訟手続法規違反の事実から 判決理由中に「理由不備」の「理由(民訴法253条1項3号)」訴訟手続法規違反をもって、騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。前記第2 再審の事由 1 再審の原因 のすべての主張から「法令違法」があるにもかかわらず、結論として判決棄却を導き出したことは 判例^{〔当然判決の結論に影響あるものに対し〕}に適合該当し 判決の結論に影響(棄却判決)があった。及び「別件第一審」「別件控訴審」には、前記「瑕疵」・「前記同条文(民訴規67条1項3号)」訴訟手続法規違反、前記「前記同条文(民訴法306条)」訴訟手続法規違反は判例^{〔当然判決の結論に影響あるものに対し〕}に該当し、判決理由中で理由を示さなかった「理由不備」の「理由(民訴法253条1項3号)」

訴訟手続法規違反該当は、判例「判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭7・5・20民集11-1005）」に該当適合する。すなわち判決（甲8）主文「本件控訴を棄却する。第三 当裁判所の判断（13頁下から3行目）以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。よって、主文のとおり判決する。同 本件控訴は理由がない、その理由からも明らかである。前記すべてのとおり「瑕疵」・訴訟手続法規違反該当があることにつき前記「理由不備」があることは判例「判決理由中で判断を示さなかった場合」に該当適合、判例「判決理由中で判断を示さなかった」とは 前記すべての「瑕疵」・訴訟手続法規違反等につき前記「理由不備」の事実は判決（甲8）（甲7）を見れば確認できる。及び前記判決理由中に理由が付されていない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある棄却の判決は 判断の遺脱「判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」に該当適合し再審の事由該当である。その結果 判断の遺脱により事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得した。なお補足として、前記判例「職権調査事項であると否とを問わず」とは、どちらでも良いという意味から 説示は省略する。よって 前記「前記同判例文（大判昭7・5・20民集11-1005）」判例に該当し、その判例該当は「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」に該当する違反があると主張する。再審請求の事由に該当する。

《前記のまとめ》

①「別件第一審」において、前記のとおり、前記調書（甲1の1）に極めて重要な「1から23項までの質問部分」の陳述及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を同証書に「記載不備」にして証拠排除したことは判断の基礎資料に異常な欠陥がある重大な「瑕疵」・重要な「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。その事実につき判決（甲7）理由中で判断理由を示さなかった「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反がある。前記「前記同判例文（大判昭7・5・20民集11-1005）」に該当。加えて「別件控訴審」において 第一審の前記同「瑕疵」・訴訟手続法規違反がある事実につき判決の取り消しを否定した「第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない（民訴法306条）」訴訟手続法規違反があり 及び前記すべての「瑕疵」・訴訟手続法規違反

該当がある事実につき 判決（甲 8）理由中で判断理由を示さなかった「理由不備」の「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反がある。前記「前記同判例文（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」に該当。前記それらの同「瑕疵」・訴訟手続法規違反該当がある事実は 判例「当然判決の結論に影響あるものに対し」に該当し、著しい重要な事項であり、及び前記それらの同「瑕疵」・訴訟手続法規違反の事実原因につき、それを知りながら故意に別件控訴人に対し事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。及び判決（甲 7）（甲 8）の理由中でその判断理由を示さなかった前記「理由不備」の「理由（民訴法 253 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反がある。前記それらの同「瑕疵」・訴訟手続法規違反該当がある事実は 判例「当然判決の結論に影響のあるものに対し判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」に該当する。換言すれば 前記のすべての主張のとおり 判例「判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱とは、職権調査事項であると否とを問わず、当事者が適法に訴訟上提出した攻撃防御方法たる事項で、当然判決の結論に影響あるものに対し、判決理由中で判断を示さなかった場合である（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」に該当適用である。同判例該当適用から「次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる（民訴法 338 条 1 項）」及び「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法 338 条 1 項 9 号）」適用違反該当があると主張する。

② これを理由として 本件再審の請求は当然認められなければならない。非常の不服申し立てをする。及び本件審判を求める。

（4）前記につき なお詳細に検討すれば 原因・事由等がある。

なお詳細に検討すれば、前記「重要な事項（民訴法 338 条 1 項 9 号）」とは「当然判決の結論に影響あるもの（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」を意味し 「判決に影響を及ぼすべき重要な事項（民訴法 338 条 1 項 9 号）・（大判昭 7・5・20 民集 11-1005）」の重要な事項 及び「重要な事項（民訴法 338 条 1 項 9 号）」の重要な事項該当（以下「重要な事項該当」という）とは、本件「瑕疵」・「前記同条文（民訴規 67 条 1 項 3 号）」訴訟手続法規違反ほか多くの訴訟手続法規違反、違憲等があることにつき、引用（甲第 132 号証の 4）（1696 頁上 3 行目）瑕疵ある債務名義（4 字除外）に基づく

執行機関の執行行為の無効のうち、とくに実体上無効に関わる場合に該当するものとして、その場合の債務名義(四字除外)(本件では、確定詐害判決)が無効か否かの判定の基準は、もっぱらその瑕疵の「重大さ」さの程度にかかるといってよい。その引用の「重大さ」の程度にかかるといってよい。 前記「1から23項までの質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」を「記載不備」にして証拠排除した「瑕疵」があることから 前記「理由不備」をもって 確定詐害判決を不当取得したことが原因により 以下の「重大」さの理由(原因が)がある。前記 第2 再審の事由 1 1) (あ) 及び (い) のとおり「法令違法」後記「違憲」がある原因から、さらにその原因に起因し関係する下記事項は「重大さの程度は最高度」であり、前記「重要な事項該当」に該当する。その「重大さの程度は最高度」及び「重要な事項該当」合わせて 前記「民訴法338条1項9号」 「重要な事項該当」がある。及び同「重要な事項該当」は後記「違憲」等の原因・理由として 以下に主張する。

ア 本件の確定詐害判決は、引用、(甲第132号証の4、1696頁上5行目)「(本件では、確定詐害判決)が無効か否かの判定の基準は、もっぱらその瑕疵の「重大さ」さの程度にかかるといってよい。したがって本件確定詐害判決にはきわめて重大な瑕疵があるため、それをもし有効と認めれば、通常 of 強行規定に違背した場合と異なり、社会や国家の一般秩序や福祉もしくはその構成員たる個人や団体の基本的人権などの侵害というきわめて重大な効果をもたらすような場合には、既判力による法的安定性の要請と、強制執行の実体的正当性ないし実体的個別妥当性の要請との最後の調整手段として、当該確定判決の無効を宣言することが認められる。いうまでもなく、そこで要求される、瑕疵の重大さの程度は最高度の、ごく限定されたものでなければならない。」本件においては 前記すべての主張とおりにから 裁判所による前記「瑕疵」及び前記すべての訴訟手続法規違反該当による前記棄却の確定詐害判決を不当取得させたことは 同引用の瑕疵の重大さの程度は最高度の、ごく限定されたもの(以下「重大さの程度は最高度」という)、同引用の「重大さの程度は最高度」に該当であると主張する。及び「重要な事項該当」該当である。なお追認を求める重大な事項がある。「重大さの程度は最高度」「重要な事項該当」該当する事項につきイ以下に主張する。その主張は前記「法令違法」及び後記「違憲」がある。(注解、前記「重大さの程度は最高度」のごく限定されたものでなければならないことは裁判所の

「法令違法」による国民の被害損害請求を棄却の確定詐害判決をもって不当取得したこと等は 本来ならば絶対にあってはならない事案であり 国民主権により即刻 国民の苦難（法的利益・実質的利益をはく奪による侵害）を 裁判所及び被告ないし被上告人国は自発的に、超法規にその非（実質的損害、精神的損害、時間経過の損害）を認め、解決を図るべき事案である。しかるに同「重大さの程度は最高度」の主張をしなければ、できなければ、本件のように長期にわたり被害損害が認められない事実、争訟で泣き寝入りする可能性がある事実は 許されない非合理があると主張する。その意味で本件のような公権力の行使による苦難の事案は 現在及び将来の適法な国民が遭遇することがありえるから裁判所及び被上告人国に強く改革 法改正を求めなければならない事案であると主張する。裁判官弾劾法の違反等による改革、法改正を後記等に主張する。

イ 前記原因等を要約する。(i)「別件第一審」裁判所の強制執行行為（裁判）において、前記同調書に記載すべき「1から23項までの質問部分」及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述の「重要な事項」を「記載不備」による証拠排除したこと、手続上及び実体上に「重大」かつ「明白」な「瑕疵」があり「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。及び同訴訟手続法規違反等がある事実につき、判決（甲7）において理由を付されていない前記「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。その「理由不備」をもって別件原告に対し事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。(ii)及びその原因から上訴の「別件控訴審」裁判所の強制執行行為（裁判）において、前記「別件第一審」の(i)の「瑕疵」のそれらの訴訟手続法規違反該当につき故意に看過し 第一審の判決の手続が違法な場合の取消しを否定した「前記同条文（民訴法306条）」訴訟手続法規違反がある。(iii)さらに前記(i)(ii)の「瑕疵」・訴訟手続法規違反につき 判決（甲7）（甲8）に理由が付されていない前記「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。そのすべての「瑕疵」「法令違法」を 故意に看過し 別件控訴人に対し事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。及び前記「理由不備」は本件上告につき前記「絶対的上告理由」に該当し、訴訟上において絶対にあってはならない著しい重大な「重要な事項」である。裁判所の前記「瑕疵」、すべての訴訟手続法規違反該当は「重大さの程度は最高度」の「瑕

疵」「法令違法」後記「違憲」がある。前記は極めて「重要な事項該当」である。

◆ 前記 第2 再審の事由 1 1) (あ) (い)の原因等のとおり、及び上記ア、イの要約原因から それに起因する関係する重要な事項として ウ以下に主張する。

ウ なお特に重要な介在者について「紹介した介在者を知っているか、知らない」質問と証言の陳述を前記同調書に「記載不備」にして証拠排除した事実は手続上及び実体上に「重大」かつ「明白」な「瑕疵」及び「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反があり、その事実がありながら「別件第一審」裁判所の執行行為（裁判）において 前記介在者 及び 被告新井、八田証人の損害賠償責任につき審理を故意に看過し 責任を否定した棄却判決があり、及び「別件第一審」のみならず「別件控訴審」においても前記同棄却判決があり 事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。同確定詐害判決には「別件第一審」判決（甲7）及び合わせて「別件控訴審」判決（甲8）に理由を付されていない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。及び「別件第一審」「別件控訴審」において「紹介した介在者を知っているか、知らない」につき 前記被告準備書面一（甲3）「どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい」被告の主張に対し「紹介した介在者を知っているか、知らない」陳述を同調書に「記載不備」にして証拠排除し、及び 前記控訴状（甲9）の「事実誤認ないし法令適用の違法があり」の主張があるにもかかわらずその審理を看過し否定し、判決（甲7）（甲8）には前記「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反がある。裁判所による「瑕疵」及び前記訴訟手続法規違反該当の「重大さの程度は最高度」の「法令違法」であると主張する。極めて著しい重大な「重要な事項該当」。裁判所が別件原告及び控訴人に、前記ア イの主張の訴訟手続法規違反等による事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却詐害判決を不当取得させたことは「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（民法1条2項）」（以下「前記同条文（民法1条2項）」という）及び「権利の濫用は、これを許さない（前記同条文（民法1条3項）」（以下「前記同条文（民法1条3項）」という）違反、さらに「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法90条）」（以下「前記同条文（民法90条）」という）公の秩序・善良の風俗に反する法令違反該当であると主張する。裁判所によ

る前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させたことは「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」であり 後記「違憲」の理由に該当する。極めて著しい重大な「重要な事項該当」である。

㊦証人調書（甲1の1）に原告代理人（平澤）の「1から23項までの質問部分」の陳述が記載ない。及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述が記載ない。基礎資料に異常な欠陥がある前記「瑕疵」があり 前記訴訟手続法規違反該当がある。前記同調書にその記載がない「記載不備」による証拠排除し騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得した事実は 本件最大級の事件要因であり「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」であり それに関わる事項も同様に、本件争いの最重要な事項であると主張する。

㊧ 被告会社有職及び被告新井は 前記「原告と被告有職が契約に至る経緯」に関して、どのような紹介者が介在したのか、その仲介者の紹介内容、を日時、内容を特定して明らかにされたい（甲3）の記述から 仲介者（介在者）の存在と 介在者が被告らに紹介した事実から 本件事件の発生の原因が介在者と被告に責任があることは当然であり重大な「重要な事項該当」であると主張する。その責任を除外した棄却判決は重大な「重要な事項該当」。及び判決（甲7）第三 争点に対する判断 一 認定事実 3（12頁）、3、被告新井は《挿入、被告新井言、宮内庁ご用達の会社（被告会社）である。被告会社の専務取締役言、被告新井は被告会社の立て直し屋である。被告新井言、被告会社は数10億円の債務（下請け契約後判明）。その後倒産、そのような被告会社を原告会社に開示せず陰で紹介した介在者は注意義務等違反、違法罪がある。》被告会社内において「会長」と呼ばれており、弁当製造の下請契約について、事実上の決定権限が与えられていた。4、原告は、平成6年1月29日、被告新井から、被告会社のために一日2000食の弁当製造が可能か否かについて問い合わせを受けた。原告代表者は、被告会社を訪問し、被告新井と、被告会社の専務取締役である小原信義（以下「小原専務」という。）と会い、被告会社のために一日1000食の弁当製造が可能か否かについて質問を受けた。（以下部分的に省略し必要とする部分を記述する。）同年3月25日被告新井から、弁当製造委託について相談したい旨の電話を受け、6 被告新井は、原告従業員に対し「有職」の新井と自己紹介したうえで、当面は一日1000食を製造するが 将来は1500から2000食の幕の内割烹弁当を製造すること、原告の工場を改装し近代風の工場にすること等を説明した。8、

弁当の納入は同年五月二日に始まったが、注文数量は一日1000食を大きく下回り、一日1000食の注文がなされることはなかった（以上は判決（甲7）記述である）。それにつき被告会社からの注文は一日当たり400食未満であり300食を超えたことは20回未満であり それ以外はおよそ300以下ないし100食位及び日のより0食の受注状況であった。それにより原告会社の営業収支状況は金融機関から借入金を起こすなど悪化し、前記第1 2 再審の趣旨 のとおりの損害賠償請求等が発生した。やむなく平成8年9月2日裁判提訴による原告と被告が争わなければならないことになり それにともない契約関係は解除になった。原告会社に突然電話で一日2000食できるかと勧誘した前記「会長」と自称した被告新井は本件事件の原因の責任者であり執行者であるが 当然不法行為等責任があるその責任について「別件第一審」及び同「別件控訴審」の判決において被告被控訴人新井の責任を免除した棄却の判決をしたと主張する。すなわち 裁判所は 前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当をもって 別件原告ないし控訴人の損害賠償請求の法的及び実質的利益につき判決棄却をもって否定し、事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」がある。及び重大な「重要な事項該当」であると主張する。

カ 前述のとおり的事实から、被告新井は審理の要件として損害賠償責任を問われる重要な被告である。しかし「別件第一審」及び「別件控訴審」判決において被告・被控訴人新井の損害賠償責任を免除する棄却判決をして前記「理由不備」による 原告および控訴人に対し 法的利益を否定、実質的損害も認めない事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取させたと主張する。裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させたことは「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」である。

キ 「別件第一審」裁判所は 前記「1 から2 3 項までの質問部分」の陳述及び「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述につき前記同調書に記載不備による証拠排除したことは市民国民の「別件原告及び控訴人ないし本件上告人ら」の法の知識不足等（素人）を事前察知して刑事事件として捜査機関等に対し告訴権による告訴や、裁判官訴追事件として裁判官の訴追やその他の訴えをする権利のはく奪侵害を目的としたこと、下記に主張する。市民国民の「別件原告及び控訴人ないし本件上告人ら」の権利の後記各種公的機関

等への訴えは 当初から訴えても適切に処遇を受けられない手だて・訴えの処遇を不可能にする策を施すため 後記各公的機関(ア)ないしカ)と共に 連絡・話し合い・協力・依頼・受託・了承・手段等を施して その全体が「ぐる」(共謀者)になり、当該「裁判所」裁判官による前記「法令違法」等による強制執行行為の棄却判決したことは明確に理解できると主張する。最大級の「重大さの程度は最高度」であり 前記「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」。以下に詳細主張する。

ア) 別件原告代理人岩井重一は前記証人の八田を同事務所に2度招き原告本人同席の上前記「紹介した介在者を知っているか」と尋ね、八田は二度とも「知らない」と答えた。その後八田を証人尋問した。しかし前記のとおり「裁判所」は前記「紹介した介在者を知っているか、知らない」を前記同調書に「記載不備」にして証拠排除したこと、「重大さの程度は最高度」「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」。

イ) 原審原告は 原告代理人岩井重一が原告本人に八田を「告訴せよ」と言った。警視庁本庁警視総監宛てに不服や事実の解明のため等の書面を度々に送付した(訴外ほか多数書類あり)がその事実等につき書面回答の返事がないあるまじき行為があること重大な「重要な事項該当」。その書類及び八田の証人尋問の調書(甲1の1)ほか多数の書類を添えて警視庁本庁に告訴手続きに行った(詳細下記ウ)に記載)。その告訴状(甲第134号証)、《告訴添付書類》(甲第135号証)には事実経緯ほか極めて著しい重大な不当内容等を記載したその内容は「重大さの程度は最高度」(精査すれば罪、違法、違憲該当)であると主張する。同内容は重大な「重要な事項該当」である。その内容は許せない事実がある。及び「介在者」につき 多くの状況事実があることから警視庁本庁の警察官である(下記ウ)項を照合)と記述する。または「裁判所の犯罪、許せない大事件」ホームページ(後記検索照合ください)に記述した。

ウ) 本件事件につき、平成14年7月5日付同告訴状をもって警視庁本庁に出向いた。受付担当警察官は内部に連絡し、前記告訴状ほか書類のすべてを複写機で複写(コピー)し、持参した書類を受け取るよう言ったが受け取らず 黙って複写してその複写を受け取った。同受付担当警察官は一言「検察に告訴せよ」といった。その後告訴状に対し返事がなかったため警視庁本庁と電話で話し合った。調訴課の警察官は「本紙がないから受理していない」といったこと、ほか多数重要な事実を記載した「平成15年7月11日貴本庁調査課

からの電話連絡の内容についての確認と再回答の依頼の件」(甲第136号証) 回答なし、(同内容の調査課は後に調訴課と判明した)。その内容は「重大さの程度は最高度」(精査すれば罪は共謀共同正犯(後記)の違法及び違憲該当)であると主張する。重大な「重要な事項該当」。

エ) 本件事件につき 東京地方検察庁に(最高検察庁宛)平成13年11月6日付告訴した。受付担当者は「弁護士をつけなさい」といった。しかし処分日平成14年3月13日付、処分通知書 5処分区分 不起訴(甲第137号証の1)、不起訴処分理由通知書(不起訴処分の理由) 嫌疑なし(甲第137号証の2)の不当違法処分にした。及び不起訴処分にしたこと重大な「重要な事項該当」。担当者に電話した。担当者は(その決定通知書は)「誰の印鑑が押してあるか」と言った。それに対し「あなたの印鑑である」(甲第137号証の3)と応えた不当処分は重大な「重要な事項該当」であると主張する。その不起訴処分は責任の解明を免除した無責任の不当処分であること重大な「重要な事項該当」。及び同不起訴処分は「重大さの程度は最高度」(精査すれば罪、違法、違憲該当)であると主張する。重大な「重要な事項該当」。前記事実は陰謀者が裏で作用した事実であり 絶対にあってはならないことである。

オ) 「別件控訴審」の裁判長裁判官の伊藤瑩子は退官し弁護士に転職した。よって 本件事件につき (1) 第一東京弁護士会に平成15年8月18日付懲戒の申し立てをした。平成15年12月18日付け決定書(甲第138号証の1)及び議決書「本件請求を却下する」(甲第138号証の2) その判断は綱紀肅正されなかったこと重大な「重要な事項該当」であると主張する。(2) 平成15年12月26日付け日本弁護士連合会に異議申出書を提出した。その後、日本弁護士連合会の綱紀委員会に訴えた。平成16年8月27日付、懲戒異議申出事件の決定について(通知)決定書 主文 本件意義の申出を棄却する(甲第139号証)。その判断は綱紀肅正されなかったこと。「重大さの程度は最高度」であり、精査すれば罪、違法、違憲該当がある。重大な「重要な事項該当」。本件において「別件控訴審」裁判官らの「法令違法」等の事実を明らかにした。その元裁判長の伊藤瑩子は当然綱紀肅正されるべきながら されなかった判断は不当判断で絶対に許せないことであると主張する。

カ) 裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による確定詐害判決を不当取

得したことから 同イ)ないしオ)説示の各執行機関等に訴えたがすべて否決処分された。その処分は不当、違法、罪、から違憲の後記基本人権ほか一般的権利等の侵害があると主張する。

◆前記ア)ないしカ)の訴えの主張は 本件前記最大級の「重大さの程度は最高度」の裁判所の法令違反の原因事実からそのようなことがあってはならない最大級の各公的機関の公権力行使等による不当不正不法違法処分であり、精査すれば後記違法違憲等がある。

キ) 裁判官訴追委員会について

あ、本件事件につき、「別件第一審」裁判官渡邊左千夫「別件控訴審」裁判官2名を裁判官弾劾法に基づき訴追した訴追請求状(甲第154号証)につき、訴追審査結果予定日に裁判官訴追委員会事務局に電話した。同事務局の担当者が同審査結果は「不訴追の処分である」「元法務大臣の森山眞弓が介入した前回にすべきであった」(元法務大臣の森山眞弓...と聞いた記憶がある)「裁判官訴追委員の名簿をファックスで送る 委員と相談しなさい」と、名簿(甲第140号証)が到着し各委員に 電話や面会の求めや書面を送付等したが 対処改善等の適切な回答等(擁護)はなかった。間もなく平成16年2月23日付、裁判官訴追審査事案決定通知(甲第141号証)が到着したと主張する。

い、同事務局の担当者に当方は種々の苦情を言った。その苦情を聞いてくれた中で「訴追委員会の場所はどこにあるか」と尋ねれば「国会内にある」(法令、東京都に置く「裁判官弾劾法3条)」と言い 具体的場所(何処)と言えなかった。後に森山眞弓のインターネットホームページで日本カメラ財団理事~~長~~をしているので写真をお借りして飾り衆議院第2議員会館の地下室に訴追委員会審議室を設けたと発表した。その内容からそれまでは審査する審議室がなかったことから訴追審査は不適切な盲判に等しい審査が推定できる。及び平成19年6月15日付平成18年(ワ)22278号判決(甲第94号証)第3当事者の主張、1(2)裁判官訴追委員会の違法行為、イ 裁判官訴追委員会は、平成16年2月17日の委員会期日において、(中間省略)本件訴追請求には 103番目に審議が行われるはずである。しかしながら、1つの件案の審議に費やされる時間を考えれば平成16年2月17日の1日だけで本件訴追請求についてまで審議を行うことは不可能であり、本件不訴追決定が審議せずに行われたことは明らかである。ウ 裁判官訴追委員会による無審議での本件不訴追決定は、最高法規である憲法97条ないし99条に違反し、また、

削除

申立

虚偽有印公文書作成、同行使の罪に該当し、違法であると主張する。前記は不適正な違法審査であると主張した。及び「公務員を罷免することは、国民固有の権利である（憲法15条1項）」憲法を冒瀆した許せない違憲、及び後記違憲がある。上記主張の趣意からも 被上告人国は 本件頭書 第1 2 再審の趣旨の損害金等の責務があると主張する。

う、同裁判官らに対する処分は「不訴追決定処分」（以下「不訴追決定処分」という）であったこと重大な「重要な事項該当」。すなわち 本件事件の内容の前記「法令違法」等極めて著しい悪事行為をした当該裁判所の裁判官らに対して責任を免除した無責任の不当処分であること。本件において精査すれば、証拠（甲第100号証）記載のとおり「職務上の義務に著しく違反し、職務を甚だしく怠ったとき（裁判官弾劾法2条1号）」（以下「前記同条文（裁判官弾劾法2条1号）」という）、「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があるとき（裁判官弾劾法2条2号）」（以下「前記同条文（裁判官弾劾法2条2号）」という）重大な違反該当、後記違憲適合があると主張する。「重大さの程度は最高度」であり、重大な「重要な事項該当」。

え、前記「別件第一審」「別件控訴審」裁判官らの前記証人調書（甲1の1（その2））の原告代理人の「1から23項までの質問部分」の陳述を「記載不備」にして証拠排除した「瑕疵」「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反がある。及び 前記「介在者」の存在につき「別件第一審」「別件控訴審」裁判官らは 介在者、及び被告被控訴人新井、証人八田の審理を否定し、責任を免除した無責任の不当処分にし、別件原告及び控訴人の損害賠償請求に対して 事実誤認不当不正違法の騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させ~~た~~た。及び同裁判官らに対する裁判官訴追請求は悪質な不適法の「不訴追の決定処分」（甲第141号証）をしたと主張する。「重大さの程度は最高度」であり、後記裁判官弾劾法の法令違法該当から同「不訴追決定処分」は後記、違法、違憲該当がある。

削除
申立

お、甲第100号証2009/05/10（現在）を子細に検討すれば、昭和23年から平成20年までの合計、訴追請求人、最高裁判所6、弁護士2650、国民891、661、そのうち受理事案数13880人、訴追39（8）、訴追猶予12（7）、から「前記同条文（裁判官弾劾法2条1号）」「前記同条文（裁判官弾劾法2条2号）」に基づき訴追された裁判官の人数は 訴追39（8）、同（8）の実数は39に含む含まずは不明のため、訴追実数は39として検討すれば、 $訴追 39 \div 受理事案数 13880 = 0.0028 \Rightarrow 0.28\%$ である。すなわち

訴追は 0.3% (端数切り上げ)、「不訴追決定処分」は $100\% - 0.3\% = 99.7\%$ である。訴追請求が受理された数の 99.7% は「不訴追決定処分」である。「前記同条文 (裁判官弾劾法 2 条 1 号)」・「前記同条文 (裁判官弾劾法 2 条 2 号)」該当の法令違法に該当する訴追受理事案数の 99.7% の大多数が「不訴追決定処分」であることは前記裁判官弾劾法 2 条 1 号・2 号に違反した事実は裁判官らであることから そのすべての違反は法治国家として本件を含む国民からの事案として絶対にあってはならない重大な事案であり重大な「重要な事項該当」であると主張する。詳細は平成 27 年 (ヤ) 90 号は送達された証拠 (甲 142 号証) の内容に訂正 (99%⇒99.7%) があり 一部内容 99%⇒99.7% に訂正した平成 27 年 (ヤ) 90 号再審の訴状 (甲第 151 号証) 照合。本件事案は前記 (あ) (い) の重大な「瑕疵」・訴訟手続法規違反をしたことから当該裁判官らは当然訴追決定がされるべきである。しかし本件訴追請求事案を含む「不訴追決定処分」の当該裁判官の訴追請求の 99.7% であり 合わせて信じられない多くの市民国民が不当処分の「不訴追決定処分」を取得したと主張する。その事実は国民から選ばれた国会議員の訴追委員会委員らの権利義務から受理された 99.7% の事案が「不訴追決定処分」にしたことはいかなる理由の釈明は不必要の前記裁判官弾劾法の法令違法があるから 国民に対しての訴追委員会の審査は違背行為であり絶対に許せないことであると主張する。前記本件を含む市民国民の全体に関わる受理は不正違法があるから「不訴追決定処分」は不正処分であると主張する。本件にて「不訴追決定処分」は後記違法違憲等がある。合わせて証拠平成 27 年 (ヤ) 90 号 (甲第 151 号証) 内容につき、後記違法違憲等があるから 審判を求める。

か、平成 18 年 (ワ) 22278 号東京地方裁判所判決 (甲第 94 号証)、第 3 当事者の主張 1 請求原因 (3) 損害 ア 裁判所の違憲・違法により、原告若竹の経営状況は悪化し、原告大嶋正久及び大嶋■子らも物心両面において多大な損失を被った。かかる損失は 別件第一審における請求額 2 億 7 1 8 5 万 8 6 9 2 円、別件訴訟控訴審における請求額 1 億 1 6 5 7 万 0 5 8 5 円、及び原告らが裁判官訴追委員会に対して請求した 3 億 3 0 8 2 万 6 8 7 3 円を下回らない。その下回らない 記述は裁判所の裁量判断であるが、本件につき裁判官訴追委員会が「不訴追決定処分」にしたことから、本件の第 1 の再審の趣旨の請求事項は 裁判官訴追委員会の本件「不訴追決定処分」にしたことに対して賠償責任が含まれることを意味し、被上告人国に対する責務が含まれる。よって前記 **あ** ない

しかの主張から 本件 第1 再審の趣旨 の損害賠償請求内容は 被上告人国に裁判官訴追委員会の責任を含む損賠賠償責任の賠償責務があると主張する。

き、前記 お、に加えて、最新の裁判官訴追委員会の訴追審査事案統計集、平成29年1月22日現在（甲第156号証）、前記「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき。（弾劾法2条1号）及び「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（弾劾法2条1号）」違反該当があると主張する。昭和23年から平成27年までの受理事案数18,672、それに対して訴追48（9）から訴追の比率を求めると訴追0.3%（端数切上げ）、不訴追の処分は99.7%である。本件事件も99.7%に含まれている。前記「前記同条文（裁判官弾劾法2条1号）」「前記同条文（裁判官弾劾法2条2号）」違反の裁判官のほとんどの99.7%は裁判官が法令違法しても無罪放免であると主張する。その事実に対比して一般市民国民は法令違法をすれば当然にそれなりの処分責任を負わせられるが、裁判官の裁判上の法令違法のほとんど99.7%は責任を問われない不訴追決定処分であり、当該裁判官は前記法令違法をしてもその責任を問われないことが不思議かつ背理・不合理であり 許させないことであると主張する。その裁判所の実態の詳細主張は 再審の訴状平成27年（ヤ）90号（甲151号証）（被上告人らに送達された証拠甲第142号証の内容の一部は99.7%に訂正＝甲151号証）に主張した。及び後記違憲主張した。及び裁判官弾劾法「訴追委員会の議事は、これを公開しない（裁判官弾劾法10条3号）」は前記99.7%の法令違反をした事実の隠れ蓑・真相を隠す手段になっていると主張する。その事実は許されないことから同「訴追委員会の議事は、これを公開しない」につき裁判所の裁判を浄潔するために同条項（裁判官弾劾法10条3号）を「訴追・不訴追を導き出した理由を明記公開する」等に法改正を被上告人国に憲法16条（後記）もって請願する。上述につき 最新の各種資料、統計集（甲第156号証）を提出し前記（甲第100号証）同様の恐ろしい実態がある。すなわち前記全記述は当該裁判官による裁判上で危害・被害を受けた市民の国民が多数いることを示している。法令違反の99.7%の市民国民は泣き寝入りをしている。市民国民は当該裁判官どころかすべての裁判所の訴訟行為は信じられない思いになることは当然であると主張する。99.7%の「不訴追決定処分」を受けた本件上告人らを含めた市民国民は誰を・何を信じてよいか不条理であり、裁判提訴しても我が身にも起こりうる裁判官の法令違法から同等の処分等が不法

に負わせられる可能性があることから 現在将来の個別の事件につき公的に事件解決するために適法に裁判提訴しても、前記のとおり 裁判機構、裁判所、裁判官及び裁判官訴追審査は信じられなくなっていると主張する。大変恐ろしいことである。全市民国民に関わる重大性から被上告人国に法改正、及び本件審判を求めるものである。前記後記すべての改正等は後記憲法16条請願権に基づく。

く、前記 **キ** ア) ないし キ) につき、その処分等は不当、違法、罪、から違憲の後記基本人権ほか一般的権利等の侵害がある。被上告人国は職権調査権による調査から真実の解明等による認否釈明を求めると主張する。及び本件にて審判を求める。

ク 前記 **キ** ア) ないし **キ**) の主張説示から 各種機関に訴えたが各種機関の公権力行使等によるすべて否決及び不当処分にされた。及び **キ**) あ、ないし く、の裁判官訴追委員会に前記同裁判官らを訴追請求したことから「前記同条文(裁判官弾劾法2条1号)」「前記同条文(裁判官弾劾法2条2号)」「(甲100・甲156)に該当の受理事案数99.7%が「不訴追決定処分」であることは後記 憲法32条、憲法99条「違憲」理由ほか多くの違憲(後記)等がある。及び訴追され受理された当該裁判官に対し 同訴追委員会の原因から公然と「不訴追決定処分」の長期にわたる一般市民国民等からの訴追請求につき 裁判官訴追委員会の各種資料、統計集(甲100・甲156)から「不訴追決定処分」(甲141号証)の99.7%の既成事実数値説明等は 本件及び平成27年(ヤ)90号再審の訴状(甲151号証)にも主張した。本件事件の実例を一例として前記 **(あ)** **(い)** の法令違法から当該裁判官らの訴追請求の 前記99.7%「不訴追決定処分」(甲141号証)したこと「重大さの程度は最高度」の違法及び後記「違憲」があると主張する。重大な「重要な事項該当」である。及び前記 **キ**) 裁判官訴追委員会等について あ「元法務大臣の森山眞弓が介入した」と言ったこと、及び本件事件の背後には**イ**) ないし **キ**) の不当等の処分は ぐる・共謀者が一環として同公権力行使等による 市民国民「別件原告及び控訴人ないし本件上告人ら」に正当な手続きや権利の侵害の「不訴追決定処分」等による陥れの恐ろしい裏に隠れた大きな力(根源の警視庁本庁の警察官 及び元法務大臣が介入した目的)の作用があると主張する。そのような事実が起きていることは日本の民主主義の制度においてはあってはならない・許されない重大なこと重大な「重要な事項該当」。前記**イ**) ないし **キ**) の不当否決処分につき、被告準備書面(甲3)の介在者は誰であるか、

につきイ) ウ) で警視庁本庁の警察官であると主張したこと、及び 前記エ) の証人調書 (甲1の1その2) 虚偽有印公文書作成同行使がある事実を「嫌疑なし」及び他人の印鑑を捺して処分をしたこと、オ) の綱紀肅正されなかったこと、カ) の主張 及びキ) 本件及び平成27年(ヤ)90号(甲151号証)において主張したとおり「不訴追決定処分」による不当違法判断したことは法務大臣の職権調査事項によりその調査結果の回答(答弁)を求めると主張する。及び前記当該弁護士の本件に関する不当処分は最高裁判所の職権調査事項の調査結果について審判を求める。その「重大さの程度は最高度」の「法令違法」後記「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」。

ケ) 適法な市民国民である 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らは 前記のとおり判決において騙取の確定詐害判決を不当取得した事実は 多重過重の日々の苦難から物質的精神的損害を被り重大な影響・被害・損失を被ったこと。適法の別件原告及び控訴人ないし本件上告人らは「裁判所」の「法令違法」による被害者であること。裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させた「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」。

コ) 前記ア)ないしケ)すべての事実は 公権力の行使等による事実誤認不当違法等の不当判断処分であり、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない(民法1条2項)」(以下「前記同条文(民法1条2項)」という)「権利の濫用は、これを許さない(民法1条3項)」(以下「前記同条文(民法1条3項)」という)違反と同時に公序良俗に反する「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする(民法90条)」(以下「前記同条文(民法90条)」という)公序良俗に反する該当違反があり、極めて著しい公序良俗に反することから 基本的人権等及び一般権利の侵害(違憲)があると主張する。その侵害は国家社会的妥当性を著しく欠く等。引用(甲第132号証の5、1703頁上から7行目)、一般に民訴法上瑕疵ある確定判決や、瑕疵ある債務各義(4字削除)に基づく執行機関の執行行為の(実体的)無効の判定をするための第一義的判断基準は、原確定判決の判断(主文・理由)自体の中で援用された実体法や手続法、または原確定判決手続の、起訴から確定判決に至る手続過程の中で援用された手続法や実体法の解釈・運用もしくは解釈・適用に関して認められる公序違反の瑕疵の重大性に求められる。すなわち公序違反の瑕疵の重大さの程度が、通常の再審事由の瑕疵に比べて一段

と高度なものでなければならぬと考える。そしてそこでいわゆる確定判決の無効や、債務名義の（5字削除）（実体的）無効に該当するか否かの判断をする際に、第一義的判断基準とすべき「公序違反の瑕疵の重大性」とは、要するに、原確定判決手続において、無効事由もしくは再審事由として援用された実体法や手続法の解釈・運用もしくは解釈・運用に関して認められた公序違反の瑕疵によって、通常の再審事由の瑕疵に比べて一段と高度で重要な法益や権利の侵害（挿入、本件前記後記のすべての重大な「重要な事項該当」から「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」法令違反があり、本件の法益や利益の侵害は裁判所がなした故意の各違法違憲 及び前記キのア) ないしキ) 説示の執行機関の不当な執行行為の不当処分は「重大さの程度は最高度」であり「瑕疵」や不当処分による罪その他法令違法や違憲がある。同引用（つまり、国家・社会の秩序やその他の法益や、国家・社会の構成員の基本的人権その他一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害することなど）についてその具体的侵害の有無を確定し、かつその侵害が国家・社会やその構成たる利害関係人その他の市民に与える影響を、主として国家社会的妥当性の観点から評価することになる。 同引用は適切かつ本件審理判断に不可欠な内容があり 本件においては十分な考慮の適正な審判を求めるものであります。重大な「重要な事項該当」。その評価からも基本的人権及び一般的権利のはく奪の権利の侵害があり 後記違憲事由等に該当すること重大な「重要な事項該当」。及び裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させたことは「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」「違憲」がある。重大な「重要な事項該当」である。

サ 前記重大な「重要な事項該当」。その最高度の「法令違法」はまぎれもなく高度な違法性がある前記公序良俗「前記同条文（民法90条）」に反する違法である。その重大な高度な違法性のある公序良俗に反する違法がある事実は 市民国民の別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの民主主義国家の一員として認められた基本的人権及び一般的権利が侵害されたことは、後記の「違憲」の理由に該当すること。その原因は まぎれもなく重大な 裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させたこと、関係する共謀者の共謀共同正犯があること、前記「ア) ないし同サ)のすべての理由、裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得、及び裁判官訴追委員らによる「不訴追決定処分」等ほか執行機関の不当処分

は「重大さの程度は最高度」の「法令違法」「違憲」がある「重大さの程度は最高度」の「瑕疵」「法令違法」後記「違憲」があると主張する。重大な「重要な事項該当」。

シ 前記すべての重大な「重要な事項該当」、及び「重大さの程度は最高度」の理由は 国民の権利である後記基本的人権及び一般的権利の侵害（違憲）等に該当の 最高度の重大さがある事実を示した主張である。その前記アないしシの主張から基本的人権・ほか権利の侵害等について 後記「違憲」の判断のための理由とする（以下「アないしシは違憲の理由がある」という）。及び訴外多くの事実関係等の証拠を公開した「裁判所の犯罪、許せない大事件」<http://www.ne.jp/asahi/law/judge> 検索照合されたい。前記アないしシは「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」であると主張する。

（５）再審請求のまとめ、

前記すべての事由原因等の主張から「前記判例文（大判昭7・5・20民集11-1005）」判例該当適用の違反である、それにより「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」に該当適用の違反であると主張する。よって本件再審の請求が認められなければならない。及び 前記すべての重大な「重要な事項該当」の主張は 後記「違憲」の基本的人権等の権利 及び一般的権利の侵害等による「違憲」理由があると主張する。前記「アないしシ」の主張は違憲の理由がある」から後記に「違憲」を主張とする。

（６）前記すべての事由から 公序良俗に反する違反「違憲」ほか不服等。

① 前記「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」該当違反があること、及び「別件第一審」「別件控訴審」による前記すべての事由から 信義則「前記同条文（民法1条2項）」権利の濫用「前記同条文（民法1条3項）」強行規定違反があり、同時に公序良俗に反する「前記同条文（民法90条）」違反がある。その事実から 前記「別件控訴審」判決「原判決は相当であり、本件控訴の理由がない」とは、裁判所の判事・法律家の愚劣な判断でとんでもない怒りがこみ上げる判決の文言である。「裁判所」の公権力行使をもって 前記こんな卑劣な判断を頂戴したことは悔しい。日本の裁判史上でこんなことが頻度にあるのだろうか。もちろん過去には相当・同等の事件があると断言できる。すなわち 前記「不訴追決定処分」にされた事実の証拠（甲100）及び（甲156）から昭和23年から平成27年までの合計、受理事案

数合計18、672件（本件事案含む）、平成25・26・27年度725、358、655件の多大な年間受理事案数につき 裁判官は本来受理されてはならないが、恐ろしい数の受理事案数がある。それに対する訴追49件、の割合99.7%が「不訴追決定処分」（甲156）である。本件適法な私人市民国民の本件上告人ら含む主権ある国民は 基本的人権等の認められた権利及び一般的権利に対して「裁判所」等の法律家の公権力行使による前記基本的人権及び一般的権利の剥奪及び侵害されたと主張する。その事実の主張は後記「違憲」理由がある。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

② 本件のすべての内容及び平成27年（ヤ）第90号再審の訴状を被上告人らに送達済（証拠甲142号証）の一部内容を訂正した甲151号証内容を 本件にて審判求める。

（7）重大な公序違反・良俗違反、国家社会の妥当性等による審判について、

① 前記すべての事由から要約して、「別件第一審」「別件控訴審」の「裁判所」の裁判官及び職員（両裁判所の裁判官及び職員を以下「裁判所」という）がなした調書に記載すべき（i）前記極めて「重要な事項」の「1から23項までの質問部分」の原告代理人の質問部分の陳述、及び極めて「重要な事項」の「紹介した介在者を知っているか、知らない」原告代理人の質問と証人の証言の陳述を前記同調書に「記載不備」の証拠排除したことは極めて重大な「瑕疵」・重要な「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反、及び 前記「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反がある。

（ii）上訴の「別件控訴審」「裁判所」はその重要な前記（i）の「訴訟手続法規違反」等につきその事実の「瑕疵」・「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反を看過し、第一審判決を取消しすべきにつき取消しを否定した「前記同条文（民訴法306条）」違反し、（iii）前記（i）（ii）の訴訟手続法規違反を故意に看過し、その事実につき 判決（甲8）の理由中に理由を示さない「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。及び前記（i）（ii）（iii）の訴訟手続法規違反につき同「理由不備」の訴訟手続法規違反をもって 事実誤認不当違法の当該不利益処分の騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。その事実から、「裁判所」は信義誠実の違反「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（民法1条2項）」及び権利の濫用禁止違反「権利の濫用は、これを許さない（民法1条3項）」強行規定違反と同時に公序違反良俗に反する違反「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為

は、無効とする（民法90条）」法令違法した。本件 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対して 国民の基本的人権等の権利を否定した「違憲」（後記に主張）があり到底許すことができない公の秩序（物事の条理、物事の正しい順序・筋道、社会の規則だった関係、法秩序、社会秩序）・善良の風俗（一定の社会集団に広く行われている生活上のさまざまな ならわし、しきたり、風習）に反する「前記同条文（民法90条）」法令違法、及び前記すべては重大な「法令違法」があると主張する。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

② 前記の事実原因から 「前記同条文（民法90条）」公序違反・良俗に反する法律行為をしたことは引用（甲第132号証の4、1697頁下15行目）不当に取得された確定判決無効の成否について判断するとき、裁判所も当事者ももっぱら公序良俗違反の観点を基軸として、（一部省略）きわめて重大な瑕疵があるか否か、すなわち、著しく国家社会の妥当性を欠くか否か、換言すれば国家社会自体、または国家・社会の構成員の基本的人権その他一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害するか否かを「基軸として」検討しなければならない、さらに付言すれば、単純な強行法規違反で足りないことはもちろん、また、厳密に言えば、たんなる信義則違反や権利の濫用でも不十分であり、それら強行規定違反の違法やたんなる信義則違反ないし権利の濫用の違法が、同時に公序違反・良俗違反の違法性を帯びたものでなければならない。同引用の趣意から、本件は信義則違反「前記同条文（民法1条2項）」や権利の濫用「前記同条文（民法1条3項）」及び公序良俗「前記同条文（民法90条）」に反する重大な「法令違法」があり、同引用の同時に公序違反・良俗違反の違法性を帯びたものでなければならない。は 裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた公序違反は同公序違反・良俗違反の違法性を帯びたものであると主張する。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

③ 引用（甲第132号証の5、1703、上15行目）第一義的判断基準とすべき「公序違反の瑕疵の重大性」とは、要するに、原確定判決手続において、無効事由もしくは再審事由として援用された実体法や手続法の解釈・運用もしくは解釈・運用に関して認められた公序違反の瑕疵によって、通常の再審事由の瑕疵に比べて一段と高度で重要な法益や権利の侵害（つまり、国家・社会の秩序その他の法益や、国家・社会の構成員の基本的人

権その他一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害することなど) についてその具体的侵害の有無を確定し、かつその侵害が国家・社会やその構成員たる利害関係人その他の市民に与える影響を、主として国家社会的妥当性の観点から評価することになる。同引用の趣意から 本件においては 裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。「重大さの程度は最高度」の「法令違法」、及び前記「重大さの程度は最高度」の前記「ないしは違憲の理由がある」は 同引用の「一段と高度で重要な法益や権利の侵害」該当である。公序良俗とは国民広く行き渡った一般社会通念の公共の秩序・法秩序・よい風俗・習慣でありそれに反する違反は広大に国民市民に与える影響は重大なことを意味する。その主張は前記同引用 (つまり国家社会の秩序その他の法益や、国家・社会の秩序その他の法益や、国家・社会の構成員の基本的権利その他一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害することなど) についてその具体的侵害の有無を確定し、かつその侵害が国家・社会やその構成員たる利害関係人その他の市民に与える影響を、主として国家社会的妥当性の観点から評価することになる。前記を (以上、以下「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」 という) 及び本件においては「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」。と主張する。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

④ 引用 (甲第132号証の4、1696頁下12行目) ちなみに、本件確定詐害判決の瑕疵の重大さについて述べれば、(一部省略) 基本的権利たる手続保障請求権を、その訴訟手続全般にわたって、公序良俗に違反して故意に侵害し、裁判所を (補足、「裁判所が」に変更) 裁判所が (補足、「前記原審別件原告・別件控訴人を」を挿入)。「前記原審別件原告・別件控訴人を」欺いて確定判決を騙取したものであり、きわめて重大な瑕疵があったとしてこれを無効とすべきことは明白であろう。引用同趣意から 前記において、重大な「瑕疵」があり訴訟手続法規違反該当があり事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得した。その事実から 同引用「きわめて重大な瑕疵があったとしてこれを無効とすべきは明白であろう」に該当すると主張する。び「前記同条文 (民法90条) 該当違反の無効から 確定詐害判決は無効であると主張する。本件においては「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

⑤ 引用（甲第132号証の4、1697頁上から1行目から）公序良俗に関する民法90条・91条は、民訴法にも準用される基本原則と考えるが、民法の分野では、同条に基づいて、公序良俗に反する法律行為（私法行為）を無効とするのに対して、民訴法の分野では、まず公序良俗に反する当事者および裁判所の訴訟行為を無効とするほか、とくに公序良俗に反する当事者の訴訟行為に基づく裁判所の訴訟行為（とくに裁判）をも無効とすることになる。 引用の同趣意から 同引用の同「公序良俗に反する当事者の訴訟行為に基づく裁判所の訴訟行為(とくに裁判)をも無効とすることになる」。加えて精査すれば、裁判所と前記紹介した介在者は共謀者で共謀共同正犯「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする(刑法60条)」及び前記「1から23項までの質問部分」の陳実「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を前記同調書（甲1の1）に記載不備にして証拠排除したことは「行使の目的で、公務所若しくは公務員の作成すべき文書を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。(刑法155条1項)」公文書偽造等の偽造罪該当違反、及び公序良俗に反する訴訟行為（裁判）をしたと主張する。及び刑法違反の処分と公序良俗に反したことから（とくに裁判）をも無効にすることは当然であると主張する。民主主義国家において絶対にあってはならない違反及び罪である。上記につき審判等を強く求める。同引用「裁判所の訴訟行為(とくに裁判)をも無効とすることになる」に該当すると主張する。「別件第一審」及び「別件控訴審」裁判所の訴訟行為の裁判は無効である。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

⑥ 原審「別件第一審」の起訴から調書決定平成27年（ヤ）第90号損害賠償請求事件「再審の訴状」（甲第151号証）（被上告人国ほか2名に対し 送達された＝甲第142号証一部訂正あり）記載の「全事件」（照合）に追加の同平成27年（ヤ）第90号平成28年（ヤ）88号事件を加えた「全事件」（合計17事件）（以下「全事件」という）において前記判決の結論がすべて棄却であること すなわち引用（甲第131号証の2、コンサイス法律学辞典607頁、）「裁判官は法を知る Jura novit curia. 当事者は、事実の証明を怠ると、不利益を受けるが、それに適用すべき法令は、主張しなくても、裁判所が自らの責任で発見する義務があるとする原則」（以下「裁判官は法は知る原則」という）から、前記すべての事由の本件事件につき 重大な「瑕疵」「法令違法」があることにつき 前記「裁判官は法を知る原則」から「全事件」の裁判官らは本件事件の前記「法令違法」は既

知であり、司法制度の裁判所裁判官は執行者として優越的立場の元締めでありながら 裁判所自らが前記重大な「法令違法」をもって強制執行行為をしたこと「憲法及び法律にのみ拘束される(憲法76条3項)」違憲の法に従う義務を否定したと主張する。しかるに「全事件」の判決・調書決定において その判断はすべて棄却したこと、前記「裁判官は法を知る原則」及び法の根源に関わる根拠から「原審別件原告及び控訴人ないし本件上告人ら」に対して法的理不尽の被害(一般国民に影響を及ぼす重大な裁判所の法令違反)につき救済すべきであった。しかし今日まで救済されなかった。前述より裁判所の特別公務員(裁判官等)がなしてはならない 前記後記憲法76条3項、憲法32条ほか基本的人権・一般権利の侵害・「違憲」があることから「裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う(憲法99条) 違憲であり 擁護を否定した(詳細後記)。国民に主権がある別件原告及び控訴人ないし本件上告人らは民主主義国家の一員であるが「全事件」の裁判所の確定判決・調書決定の棄却による 物質的精神的多重過重の重大な影響は計り知れない損害・損失を受け、本件の争いに費やした長期間にわたるその間の損害被害は上告人ら(残り少ない時間浪費)及び関係家族等の重要な人生計画等を苛酷に狂わせたと主張する。後記幸福追求権(憲法13条)の侵害である。前記「裁判所」裁判官による犯罪・各種執行機関の公務員(以下「各種公務員」という)による悪事違法罪等の重大性の高い違法による前記裁判官・各種公務員等の悪質な行為につき 主権ある国民に対して裁判所・公務員等の強制執行行為による法令違法・不当処分は 多くの場合被害を被るものは主権者の一般市民国民であることから 国民主権・市民国民を最優先に侵害防止権利保護の観点及び擁護すべき立場は絶対的事項であると主張する。本件事案の実例からして 前記裁判官・各種執行機関の公務員等の悪質な「法令違法」・不当処分等につき理由があれば 各種その被害を受けた当事者の国民を擁護するために 絶対的適正に判断できる上級判断者、適法に判断できる特別の上級適法者(法熟知経験者)及び特別にふさわしい特別の権限のある等の執行機関及びその執行者を新設し速やかに事件のすべての原因理由を明確にして判断し裁判による確定を促し 一般市民国民が絶対に不利益を受けない機構・制度と同時に市民国民の被害者を速やかに救済し确实早期に解決判断(処罰)できるよう 及び過去の被害を含めて裁判官ほか公務員による被害につき救済する法改正及び特別法による特別処置が必要であると主張する。及び本件事案の最高度の重大さがある重大事件から 裁判

官及び国民の代表ほか各種執行機関の公務員の重大な法令違法不当悪事罪等は 公務員の特別権限と義務がある優越的立場からして「重大さの程度は最高度」の極めて恐ろしい犯罪（刑法にも該当）でもあると主張する。本件に關係してその他の各種執行機関の公務員等の不当違法罪等の被害現実があり、当該裁判官・各種執行機関の公務員等の処罰罰則・公務員の職権による職責のその罪は 事実誤認不当違法罪を判断する執行行為の権限がある執行者が犯した最高度の重大性の高い違法罪等であるから 少なくとも一般市民国民が侵した場合の数倍の重罪（理由は国民が主権者である。及び死刑も存立している。公権力の行使による公正公平等に反した等）にすべきであり その観点から違法罪違憲の当該公務員は特に最高刑罰の「終身刑」等罰則の処罰ができる法令に改正すべきであると主張する。裁判官の法令違法があるときは厳しく重罪にしなければ一般市民国民は現在将来においてますます大変なことになると主張する。■現状の裁判制度歪み 及び裁判官弾劾法の現状事実（前述甲100号証及び甲156号証）からは多くの市民国民が司法の被害に遭遇して適正に解決されない解決できない事実がある。裁判官訴追委員会は弾劾裁判所での裁判する入口の機構により99.7%が「不訴追決定処分」であるから 当該裁判官の違法・罪を助ける不要な機構であると主張する。廃止すべきであり改革を求めると主張する。被上告人国に法改正等の請願権「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない（憲法16条）」をもって請願する。そして前記理由から一刻も早く救済されるべきであった。前記のとおり「全事件」についてすべて棄却した。国民に与える影響は重大である。現在及び将来にわたってこの事件の実例、及び裁判官訴追請求の実態（甲100号証・甲156号証照合）から 国民はそのような被害にあうことを前提として 国民自身が裁判所の判断は到底不安（自らも同被害に合う可能性）で信じられない、裁判・裁判所 及び裁判官訴追委員会そのものを信頼できない、将来の日本国はこれでいいのか（今後一般国民は考えるであろう）、など社会的に影響の大きい重大性のある事件であると主張する。当然裁判所等は二度とこのような不当違法判断をしてはならないと警告する。及び本件事件につき 後記に裁判官弾劾法の訴追委員会につき不当違法違憲該当判断である重大な「不訴追の決定処分（甲第141号証）」を受けた。同「不訴追決定処分」は後記「違法」「違憲」がある。その主張は被上告人（ら）に平成2

7年（ヤ）90号再審の訴状送達の証拠（領収書甲142号証）内容に一部訂正（99%⇒99.7%）あり、本件及び平成27年（ヤ）90号再審の訴状（甲第151号証）の内容から 本件事件ほか市民国民からの訴追請求に対して「不訴追決定処分」は法令違反及び憲法違反（違憲）等があると主張する。前記当該裁判官らの罷免を否定した重大な「不訴追決定処分」の事実は 著しい重要な事項であるから「不訴追決定処分」及びほか訴追委員会等についての主張につき 被上告人国ほか2名の 認否及び前記③説示の「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」釈明回答を求めると主張する。及び本件事件 及び前記各種公務員等による処分 及び同「不訴追決定処分」の不手際（違法違憲）につき 被上告人国は原因理由等の解明と釈明、同時に国会及び公開して 国民に土下座して謝罪し 懺悔し 被害者を救済し 国民の信頼を取り戻す何らかの手当てをしなければならない。許されない重大事件である。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

⑦ 前記のすべての理由につき、引用（甲第132号証の4、1697下15行目）不当に取得された確定判決の無効の成否について判断するときは、裁判所も当事者ももっぱら公序良俗違反の観点を基軸として、当該（債務名義に、を除く）きわめて重大な瑕疵があるか否か、すなわち著しく国家社会的妥当性を欠くか否か、換言すれば国家社会自体、または国家・社会の構成員の基本的人権その他の一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害するか否かを「基軸として」検討しなければならず、さらに付言すれば、単純な強行規定違反で足りないことはもちろん、また、厳密にいえば、たんなる信義則違反や権利濫用でも不十分であり、それら強行規定違反の違法やたんなる信義則違反ないし権利濫用の違法が、同時に公序違反・良俗違反の違法性を帯びたものでなければならない。このことは、たんなる違法と反公序良俗性を帯びた違法とを区別し、後者をより高度な違法性をもつ瑕疵として評価することと同時に、後者さえ判断すれば足りることを意味する。 本件すべての前記主張は 同引用の趣意内容に該当する。当該裁判所によって 前記高度違法性をもつ「瑕疵」があることをもって 前記事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得したことは 同引用の「高度違法性をもつ「瑕疵」として評価することと同時に、後者さえ判断すれば足りることを意味する。」ことから本件の前記公序良俗に反する違法の主張等は、前記第2 再審の事由のとおり、及び前記「ア」な

いし^シは後記違憲の理由がある」主張は 同引用「違法と反公序良俗性を帯びた違法」であり、裁判所による前記「瑕疵」及び訴訟手続法規違反該当による前記確定詐害判決を不当取得させた「重大さの程度は最高度」の「法令違法」である。同引用「著しく国家社会的妥当性を欠くか否か、換言すれば国家社会自体、または国家・社会の構成員の基本的な人権その他の一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害する」に該当すると主張する。その事実は裁判所の執行行為による 国家社会の構成員の国民（「原審別件原告及び控訴人ないし本件上告人ら」）の権利である基本的人権、その他一般的人権・利益ないし発展を著しく阻害した「違憲」があり、及び前記裁判官訴追委員会の多大な「不訴追決定処分」99.7%は国民の代表の訴追委員らによる執行行為の「違憲」（後記）があり、その高度の違法性は 法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害の防止）侵害があることは、公正な社会構成に大切な公序良俗に反する「前記同条文（民法90条）」に反する最高度の重大性のある法令違法罪に該当があると主張する。前記の内容は後記「違憲」がある。本件においては、原判決は当然無効であると主張する。及び裁判官訴追委員会の同訴追委員らの処分及び不正審査につき改革が必要であり その旨 処分と改革を求める。及び後記の違憲の理由がある。及び本件事件の裁判所による前記すべての「法令違法」及び「違憲」、及び裁判官訴追委員会の実態は「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」。よって再審による審判を求めると主張する。その判決の取消しと再審判とを求める非常の不服申立である。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

⑧ 本件は国家社会的妥当性の観点から評価されなければならない。

前記両裁判所の「瑕疵」・訴訟手続法規違反該当から確定詐害判決（甲7）（甲8）を不当取得したことから、別件原告及び控訴人は当然得られるべき法的利益・実質的利益を否定された判決は 国民を欺いて多くの基本的人権等ほか権利を完璧に奪い取った権利の侵害をした。国民が正義の最後のよりどころの正当な手段の裁判による紛争の解決を求めたその裁判所に託した提訴が前記のとおり裁判制度の趣旨及び手続き及び判断につき違法をもって完全に裁判制度を破壊する法律行為を強制執行したと主張する。国民主権による民主主義及び法治国家としての国家・社会の機能及び裁判機能を破壊したと主張する。その最高度の違法性の高い事件であり、本件の実例から主権ある国民の現在将来に関わる重大

な事件である。前記の主張につき、引用（甲第132号証の5、1703頁上から18行目）通常の再審事由の瑕疵に比べて一段と高度で重要な法益や権利の侵害（つまり、国家・社会の秩序その他の法益や、国家・社会の構成員の基本的人権その他一般的権利・利益ないしその発展を著しく阻害することなど）について、その具体的侵害の有無を確定し、かつその侵害が国家・社会やその構成員たる利害関係人その他の市民に与える影響を、主として国家社会的妥当性の観点から評価することになる。本件事件は前記引用のとおりである。及び同引用「一段と高度で重要な法益や権利の侵害」がある。本件は前記の市民に与える影響を、主として国家社会的妥当性の観点から評価すること「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」と主張する。前記は「重大さの程度は最高度」の「重要な事項該当」。

⑨ 第2 再審の事由 のすべては「重大さの程度は最高度」、「重要な事項該当」として本件において審理すべき重要な要件事項である。前記すべては審判を求めるものである。

⑩前記全趣意のとおり 再審事由があるから、「裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない（民訴法346条1項）」規定から、ただちに本案の再審理及び裁判を開始し すみやかに判決することを求める。

⑪ 追記、弁護士相談所（東京、霞が関・四谷）に出向き、多くの弁護士と接見依頼相談したが、証拠（甲1の1）を見せたほとんどの弁護士は 相手が裁判所であるために相談そのものに困惑、総じて 快く弁護引き受けが得られなかった。そんな弁護士に依頼はできない。また 四谷弁護士相談所の事務職（長）はインターネット上で検索、東京には1万人以上の弁護士はいるが 行政事件の解決に手を上げている弁護士は10人ほどであると氏名住所電話を調べてくれた。その方が早いとして協力があつた。電話で懇切に要件を言ったが結論は「忙しい」「無理」の返事、及び不在があり、本件のような事件依頼は二の足を踏むことを感じた。自助解決をするしかない。と明記する。「重大さの程度は最高度」、「重要な事項該当」である。

⑫ 書籍「条解 民事訴訟法」第2版、著者 兼子 一（ほか多人数） 弘文堂 平成23年4月15日発行（国立国会図書館蔵）使用した（甲第132号証の1から6を提出）。ほか全判決書及び事件に係わる必要証拠につき証拠説明書とおりに添付提出する。

3 日本国憲法違反がある。

頭書 第2 再審の事由 から 憲法違反（以上以下「違憲」という）がある。

（1）本件事件の原因等から「違憲」がある要約、

本件事件は 前記全趣意のとおりであるが、憲法違反（以下「違憲」という）がある。以下に事件の要約を記述する。

『1』要約、「別件第一審」裁判所は 前記〔あ〕〔あ〕の「1から23項までの質問部分」及び前記〔い〕の「紹介した介在者を知っているか、知らない」の陳述を前記調書に「記載不備」による証拠排除した重大な「瑕疵」・重要な「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。その事実につき「別件第一審」判決に「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当がある。上訴の前記〔い〕「別件控訴審」裁判所は「別件第一審」の前記〔あ〕〔い〕「前記同条文（民訴規67条1項3号）」・「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当があるにもかかわらず 故意に看過し、第一審の判決を取消し否定「前記同条文（民訴法306条）」訴訟手続法規違反該当がある。前記すべての訴訟手続法規違反該当につき審理を故意に看過し、判決（甲8）「主文 本件控訴を棄却する」「以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。と否定した。上記すべての訴訟手続法規違反事実につき 判決（甲8）の理由中に「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当をもって、事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。前記すべての訴訟手続法規違反該当は極めて著しい最高度の違法性がある「別件第一審」「別件控訴審」裁判所（以下「両裁判所」という）の公権力行使による 信義誠実の原則「前記同条文（民法1条2項）」及び権利の濫用「前記同条文（民法1条3項）」強行規定違反該当 と同時に公序良俗に反する「前記同条文（民法90条）」違反該当がある。同違反該当は 著しい国家社会的妥当性を欠き 国家社会の構成員の国民の権利である基本的人権、その他一般的人権・利益ないし発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は 法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害の防止）侵害があり 公正な社会構成に大切な公序良俗に反する「前記同条文（民法90条）」規定に該当違反である。上述の原因事実から 前記原審「両裁判所」及び前記「全事件」裁判所において 前記「裁判官は法を知る原則＝当事者は、事実の証明を怠ると、不利益を受けるが、それに適合すべき法令は、主張しなくても、裁判所が自らの責任で発見する義務があるとする原則（甲

第131号証の2)」から 騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得したこと等 判決棄却、調書決定棄却による確定判決を不当取得したこと 前記「全事件」において 両裁判所は前記「法令違法」を既知であることから 原告ないし本件上告人らの公正な裁判所の判断を受ける権利が保障せられていながら権利（利益）や基本的人権等の剥奪・侵害を受けた「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない（憲法32条）」「違憲」がある。判例「本条は、訴訟の当事者が訴訟の目的たる権利関係につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として本案の裁判を受ける権利を保障したものである（最大判昭35・12・7民集14-13-2964）」に該当するから憲法32条違憲であると主張する。及び加えて後記基本的人権の保障及び一般的権利の侵害等の「違憲」がある。及び 前記基本的人権侵害等の「違憲」があることから擁護義務を否定した違憲「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法99条）」がある。ほか基本的人権等を侵害した下記多くの「違憲」があると主張する。

『2』前記「アないしシは後記違憲の理由がある」、及び前記「重大さの程度は最高度」及び重大な「重要な事項該当」の主張には「違憲」があると主張する。

『3』前記「両裁判所」の公権力の行使による前記すべての法令違反をもって 事実誤認不当違法の当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させたことは社会秩序・法秩序から絶対にあってはならない極めて重大な法令違反があると主張する。

前記『1』『2』『3』につき、前記引用（甲132の5）から前記「国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない」（前記（7）重大な公序違反・良俗違反、国家社会の妥当性等による審判について、③⑦⑧引用及び説示から「国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない」その評価には「違憲」があると主張する。

前記につき簡略に要点を示せば（以下「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」という）。以下に「違憲」主張する。

（2）違憲がある。

前記すべての理由から「違憲」がある。以下に主張する。

《あ》基本的人権の享有と本質「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び

将来の国民に与えられる（憲法11条）」（以下「前記同条文（憲法11条）」という。「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」本条の「人権」の意味は、人間は人間として生まれながらに持っている権利があり、道徳的権利があるとされ、普遍的な道徳権利がある。その権利は道徳上のすべての人間の間で普遍的に配分されるべきものが人権である。本件事件につき、前記すべての事由のとおりであるが 事件の要点を示せば 前記『1』の前記（あ）「別件第一審」 （い）「別件控訴審」の裁判所裁判官ら及び関係した公務員（書記官等）（以下「両裁判所公務員ら」という）による前記重要な「前記同条文（民訴規67条1項3号）」訴訟手続法規違反したがそれらを看過し棄却の確定詐害判決を取得させた。及び判決理由中に「理由不備」の「理由（民訴法253条1項3号）」訴訟手続法規違反該当をもって騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させた。前記『1』ないし『3』より本条違憲があるから「両裁判所公務員ら」の法律家の公権力行使による 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに認められた権利の基本的な人権及び一般的権利の侵害による本条違憲である。及び その事実があることから追認、詳細主張は前記訴追委員会に係る主張 及び平成27年（ヤ）第90号再審の訴状（甲第151号証）を照合下さい。その記載内容から裁判官訴追委員ら（以下「裁判官訴追委員ら」という）による「不訴追決定処分」（甲第141号証）（以下「不訴追決定処分」という）を不当取得（詐害）したこと（以下「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したこと」という）は憲法の本条基本的な人権を侵害したと主張する。その「基本的な人権」とは 後記「前記同条文（憲法12条）」「前記同条文（憲法13条）」「前記同条文（憲法14条）」「前記同条文（憲法15条）」「前記同条文（憲法16条）」「前記同条文（憲法17条）」「前記同条文（憲法31条）」「前記同条文（憲法32条）」「前記同条文（憲法97条）」の侵害することのできない国民に保障された永久の権利の基本的な人権の享有を侵害された本条「前記同条文（憲法11条）」違憲である。国民の極めて重要な基本的な人権の後記「前記同条文（憲法11条）」規定を侵害した重大な「違憲」は 後記する最高法規の基本的な人権の本質「この憲法が日本国民に保障する基本的な人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである（憲法9

7条)」(以下「前記条文(憲法97条)」という)違憲と主張する。及び最高法規「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない(憲法98条)」(以下「前記条文(憲法98条)」という)違憲と主張する。及び「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ(憲法99条)」(以下「前記条文(憲法99条)」という)違憲と主張する。以下に個別の「違憲」を主張する。

《い》「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ(憲法12条)」(以下「前記同条文(憲法12条)」という。)「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記(あ)、(い)の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利」の、「自由」の意味は、法規範からの自由、法規範によって拘束されないこと、「法的自由」の意味は、法的義務を定めた法的要件に該当しないこと、をいう。同憲法が保障する自由・権利はすべての国民に対して平等に保障されているが「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得(詐害)したことは、前記保障された「自由」「法的自由」が侵害された。本件訴訟手続法規違反に関係した「裁判所裁判官ら」・「訴追委員ら」は公務員としての法的な権利と私人の国民としての権利を共有していることから 本条の「国民は、これを濫用してはならない」規定に該当違憲であり 公務員の公権力の行使の権利の濫用禁止「権利の濫用は、これを許さない(民法1条3項)」規定に違反と合わせて、本条の「権利の濫用をしてはならない」に該当したことは本条の「違憲」である。別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの自由・権利を違法に侵害した。及び本条「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」の意味の本条の「常に」はいつも、永久に、変わらず、の意味から、及び「公共の福祉」とは、他者の人権を保護するためにのみ制限される という解釈から、当該「裁判所裁判官」・「裁判官訴追委員ら」の前記「法令違法」等「前記同条文(民法90条)」反した公序良俗違反等は 本条の「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」規定を否定した「前記同条文(憲法12条)」「違

憲」である。「両裁判所公務員ら」は一般国民の資格がある以上に一般国民として法令を守り、さらに公務員は一般国民にその規範を示さなければならない立場である。しかしながらその「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは本条の前記国民に保障された自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任に違反した「前記同条文（憲法12条）」「違憲」であると主張する。「前記同条文（憲法12条）」違憲は極めて重要な基本的人権に関わる前記「前記同条文（憲法11条）」違憲である。及び前記後記の最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲である。と主張する。

《う》「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（憲法13条）」（以下「前記同条文（憲法13条）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。本条「前記すべての国民は個人として尊重される」意味は、本条の個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言したものである（最大判昭23・3・24裁時9・8）判例から「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民に対し最大の尊重されるべき個人の尊厳、個人の人格権（人格価値）につき尊重されるべきであるが否定した「前記同条文（憲法13条）」「違憲」である。「生命」の意味は、物事の存立にかかわるような大切な点・ものをいい基本的には財産権も入っている。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民にとって必要欠くべからざる法益及び利益（損害賠償の金員等）を侵害され、及び会社運営上及びそれに関係する個人の生活維持のための物事の存立にかかわるような大切なもの＝財産権（裁判上の法益）を違法に侵害された。「自由」とは、別件原告及び控訴人ないし本件上告人らは違法行為などがないことから前記法的自

由の法的義務を定める法的要件に該当しない自由がある。別件原告及び控訴人ないし上告人らはその「自由」の身でありながら、「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 法益及び利益権利の侵害による処分されたことにより企業活動及び個人生活活動の「自由」を制限された事は「自由の権利」を侵害された本条「違憲」である。幸福追求とは、公権力が法律に基づいて一定の処置をとる場合、その処置によって重大な損失を蒙る個人は、その処置がとられる過程において適正な手続的処遇を受ける権利を有すると解され、基本的には本条の「幸福追求権」にあると解される。すれば「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 手続的処遇を受ける権利を侵害されたこと、及びその根源の損害賠償金の請求につき権利の侵害であるから「前記同条文（憲法13条）」の「違憲」である。国民の個人としての人格権、生命、自由、幸福追求の権利を否定した侵害であり 司法上事実上の同権利を侵害した本条の「幸福追求権」の侵害に該当する。本条個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重の「前記同条文（憲法13条）」「違憲」と主張する。及び極めて重要な基本的人権に関わる「違憲」であり、前記の「前記同条文（憲法11条）」違憲であり、憲法97条において「この憲法が国民に保障する基本的人権」と言っていることから国民に保障する基本的人権の幸福追求等の諸権利が侵害された。及び前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲である。と主張する。

《え》法の下の平等「すべての国民は、法の下に平等であつて、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（憲法14条）」（以下「前記同条文（憲法14条）」という。）

「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは、「法の下に平等」の意味は、福沢諭吉が「天の下に人を造らず、人の下に人を造らず」と言ったことは、人間平等の理念の表明であり、人間的価値において等しいという理念であり、「権利の平等」はまさにその意味であり、法の下での「平等」という観念は、法律上の有利又は不利に扱うことを禁止する効果を有することであり、差別してはならないと厳密的に確

定してもよい。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは「法の下に平等」の前記「権利の平等」を侵害した。すなわち「政治的、経済的又は社会的関係」とは、「本件全事件」の訴訟上においても別件原告及び控訴人ないし本件上告人らは私人（一般国民）であり、当該「裁判所裁判官」・「裁判官訴追委員ら」の公務員は公人である。その私人と公人の社会的関係において 公人は私人を人間として差別してはならない国民としての同等の関係である。しかしながら「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは悪意に満ちた高度な違法の不平等の取扱いの差別による処分をされた。当然に「すべての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、差別されてはならない（国家公務員法27条）」規定に違反したと主張する。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは 本条法の下で平等であるべきが 事実として差別されたことによる本条「前記同条文（憲法14条）」「違憲」であると主張する。同「違憲」は極めて重要な基本的人権に関わる前記の「前記同条文（憲法11条）」違憲である。及び前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲であると主張する。

《お》法定手続の保障「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない（憲法31条）」（以下「前記同条文（憲法31条）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。本条「何人も、法律の定める手続によらなければ」とは、「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法77条）」規定から 最高裁判所が定めた訴訟手続法規・民事訴訟規則に基づいて適法でなければならないことを意味し、別件当事者及び本件の別

件原告及び控訴人ないし本件上告人らは適法な手続的処遇を受ける権利があるが 手続が公正に実施すべきでありながら、「両裁判所公務員ら」がなした前記〔あ〕〔い〕の訴訟手続法規違反等をもって 前記最高裁判所が定めた民事訴訟規則につき訴訟手続法規違反の「法令違法」をした。その事実は本条の「法律の定める手続によらなければ 生命若しくは自由を奪われない」規定該当に反する「違憲」である。その違憲の「生命若しくは自由を奪われない」の「生命」の意味は、前記憲法13条で主張のとおり、物事の存立にかかわるような大切な点・ものをいい 基本的には財産権も入っている、及び「自由」の意味とは法的義務を定める法的要件に該当しない自由である。その「生命」の損害賠償請求権 及び「自由」の身でありながら 本条の生命・自由を「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から別件・本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことによって侵害された。その事実は 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民にとって必要欠くべからざる法益及び利益（損害賠償の金員）を侵害され、及び会社運営上 及びそれに関係する個人の生活維持のための物事の存立にかかわるような大切なもの＝財産権（裁判上の法益）を否定され侵害された。及び「自由」の身でありながら、「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 前記自由の権利の侵害による企業活動及び個人生活活動の「自由」を制限され、個人的権利の「自由の権利」が侵害された。本条の法定手続の保障及び刑罰に課せられない規定に反する同等の処分を科せられた。「生命・自由の権利」が侵害された本条「前記同条文（憲法31条）」「違憲」と主張する。及び極めて重要な基本的人権に関わる前記「前記同条文（憲法11条）」違憲である。及び最高法規前記「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲と主張する。

《か》 「「何人も、裁判において裁判を受ける権利を奪はれない（憲法32条）」」（以下「前記同条文（憲法32条）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記〔あ〕、〔い〕の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。及び「不訴追決定処分」（甲141）の不当違法理由（平成27年（ヤ）90号（甲151））から裁判官訴追委員会（裁判官弾劾法の訴追委員会は裁判官に対する弾劾裁判所としての機能の裁判官訴追委員会であるから 一般の“裁判所”と同等

の裁判機能を担う裁判官訴追委員会である)の前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得(詐害)したことは本条裁判を受ける権利とは、すべての人の権利であり、自由を保護し、不法な侵害を排除するための手続きを保障するものであり「裁判所裁判官」・「裁判官訴追委員ら」の公務員は法の定める正規の組織・権限・手続きをもって公正であらねばならない。及び当事者の紛争解決にふさわしい手続保障を伴う裁判でなければならない。これらは公正な裁判及び公正な判断のために重要なことである。しかしながら前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得(詐害)したこと、「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは前記のとおり前記「公正な裁判及び公正な判断であらねばならない」の権利を侵害された本条「違憲」である。及び「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは「本条は、訴訟の当事者が訴訟の目的たる権利関係につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として本案の裁判を受ける権利を保障したものである(最大判昭35年12月7日民集14-13-2964)」判例を否定した該当の違反であり、前記のとおり公権力行使による別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民に認められた権利に対して法律上の利益を奪い法令違法を伴った判決(甲7)(甲8)には不公正・不当の「違憲」がある。その裁判により公正にして適法な裁判を受ける権利を侵害された本条「前記同条文(憲法32条)」「違憲」であると主張する。及び前記すべての「法令違法」につき「裁判官弾劾法2条1号・2号」規定に違反(甲100・甲156)(平成27年(ヤ)第90号再審の訴状(甲第151号証)があることは基本的人権、その他一般的人権・利益ないしその発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は法的価値(法秩序や社会秩序維持)や法益(基本的人権の保障・侵害の防止)侵害から公正な社会構成に大切な社会的秩序を否定した不適法があるから「裁判所」・「訴追委員ら」の公務員は絶対に侵害してはならない本件正当な裁判を受ける権利を侵害した本条「前記同条文(憲法32条)」「違憲」であると主張する。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定

処分」を不当取得（詐害）したことは「裁判所裁判官」「裁判官訴追委員ら」の公務員は一般国民から絶対的に公正・自由等が侵害されないことを期待されている職務でありながら信頼を裏切った重大な不適法・違法があり、「裁判所裁判官」・「裁判官訴追委員ら」の信用・信頼を自ら超越的に破損させた「前記同条文（憲法32条）」「違憲」と主張する。なお極めて重要な基本的人権に関わる下記の「前記同条文（憲法11条）」違憲である。及び前記「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと（民訴法338条1項9号）」規定の適用違反は本条「違憲」である。及び前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲と主張する。

《き》憲法法律に拘束「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される（憲法76条3項）」（以下「前記同条文（憲法76条3項）」という。「前記すべての事由のとおりであるが本件事件は前記〔あ〕、〔い〕の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。本条の規定において、「別件訴訟事件」「別件控訴事件」の前記「全事件」平成27年（ヤ）第90号（甲第151号証）23頁イ）（照合）に平成27年（ヤ）第90号平成28年（ヤ）第88号事件を加えた「全事件」（以下「全事件」という）の裁判官らの職権について、本条「裁判官の個人の良心」という意味は、客観的な価値観・信念・人生観・世界観などを指すものではなく「裁判官としての客観的な良心があること」客観的とは普遍性、すなわち憲法・法律の定めに従ってすべてのものに通ずる性質の良心をもって国民すべてに通じる良識と道徳観がある裁判せよと本条憲法は言っている。前記から本条「裁判官」の個人の良心とは「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び「全事件」裁判官らの公権力行使による棄却処分は本条「裁判官」の個人の良心に反する判断であり本条を否定した「違憲」であり、「良心と職権（憲法76条3項）」という意味は「裁判官の良心と職権とは、自己内心の良識と道徳感に従うことを意味する（最大判、昭和23.11.17刑集2-12-1565）」ことその同「裁判所」の公務員は良心と良識のある道徳感に従い職権をもって審判判断をすべきところ、前記のとおり良心道徳感に従っていない。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から

本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び「全事件」裁判官らの公権力行使による棄却処分は 本条違憲である。及び本条この憲法及び法律にのみ拘束される」という意味は、この憲法及び法律に拘束・従うことであり憲法及び法律に違反してはならないことを言っている。しかし「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び「全事件」裁判官らの公権力行使による棄却処分は「原審別件原告ないし本件上告人ら」の法的自由の資格のある適法の市民国民と対比して 処分を受ける理由がある不適法の法令違法をした裁判機構組織の裁判所裁判官が裁判判決等で処分を受けなければならない事件である。原審「別件第一審」「別件控訴審」に著しい極めて社会的に影響のある訴訟手続法規違反の法令適用の違法がある。裁判所側の「法令適用の違法」がある事実は証人調書（甲1の1）を目視すれば既知でありながら 本件の「全事件」のすべての各訴訟請求に対してすべて棄却処分にした。本件「提訴側」＝「原審別件原告本件上告人ら」には主張等に如何なる法的主張不備・手続不備があろうとも「裁判所側」の日本の法理念や法律制定の根拠を否定する前記すべての「法令違法」「違憲」があることをもって「提訴側」に対して棄却処分してはならないことは当然である。すなわち適法な市民国民を早期に救済すべきであった。しかるに「法令違法」をした裁判所をさておき、裁判所の優越的立場で適法の「提訴側」に対してのみ棄却処分を継続して棄却判決処分をしてきた。その事実は日本の法令の趣旨になじまない。憲法は公務員が守るべき法令であり裁判所が憲法法律を遵守しなければならないところ「前記後記すべての事由」のとおり 前記すべての「訴訟手続法規違反」の「法令違法」等及び前事件の棄却判決は本条「前記同条文（憲法76条3項）」ほか多くの違憲がある。及び 裁判官としての資質の絶対に必要な信頼を損ねた本条「違憲」と主張する。及び前記の理由から国民に対して擁護する義務を否定の「前記同条文（憲法99条）」違憲、前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲」と主張する。

《く》裁判所の規則制定権「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法77条）」（以下「前記同条文（憲法77条）」という）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』な

いし『3』より本条違憲がある。 ア)「司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う（裁判所法80条1項）、最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する（裁判所法80条1項1号）、各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する（裁判所法80条1項2号）、各地方裁判所は、その地方裁判所のその職員を監督する（裁判所法80条1項3号）」法令による監督しなければならない。及び特に 最上位の監督権が最高裁判所にあることは 最高裁判所及び本件の被上告人国は前記「別件第一審」〔あ〕〔い〕の訴訟手続法規違反 及び前記「別件控訴審」の前記すべての訴訟手続法規違反「法令違法」・「違憲」がある事実から 騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させたことは 管理監督の不行届きの責任は免れない。及び「民事訴訟法に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める（民事訴訟法3条）」規定 及び前記「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法77条）」規定から 最高裁判所によって制定された民事訴訟手続法規につき すべての「裁判官」は違反等しないように法を守る義務があり、及び最高裁判所は違法等が発生しないよう守らせる管理監督する責任と義務がある。しかしながら「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと 最高裁判所は前記（前記同民訴規80条1項及び80条1項1号）」規定に該当違反であるから管理監督の義務不行届きの責任は免れない。及び各裁判所の前記（同民訴規80条1項及び80条1項1号ないし同3号）規定に違反であるから管理監督等の不行届きによる責任がある、及びその該当違法から 最高裁判所は訴訟に関する規則を定める制定権「前記同条文（憲法77条）」規定は最高裁判所によって前記訴訟手続規則を定める制定権があることより、下級裁判所職員に対して違反しないように守らせなければならない責務がある。前記のとおり その規則を守らせなかったことは管理監督等の不行届きであり 上述の法令に係る違反相当又は類推解釈による本条裁判所の規則制定権の「前記同条文（憲法77条）」規定に違反した「違憲」であると主張する。及び極めて重大な 国民からの信頼を損ねた重大な本条憲法77条規定に違反の「違憲」である。及び前記後記最高法規前記「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲」「前記同条文（憲法99条）」違憲と主張する。

《け》基本的人権の本質「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである（憲法97条）。（以下「前記同条文（憲法97条）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。その事由から「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは 前記のとおり 本条この憲法が日本国民に保障する 前記基本的人権の憲法11条違憲があり個別の違憲は 前記憲法12条、13条、14条、15条、17条、31条、32条の違憲（以下「憲法11ないし32条違憲」という）がある。すなわち 国民から 本条の現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託され 国民に対し 権利の侵害をしないことを保証している。及び実質的に日本憲法が最高憲法であることを明記していることから 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民に対し憲法で保障されている本条基本的人権の本条永久不可侵の最高法規の本条「違憲」である。及び前記最高法規の本条「憲法97条」の国民主権による民主主義国家及び法治国家の存続に関わる極めて重大な基本的人権の「違憲」である。国民に基本的人権が保障されている規定の根源を揺るがした法源に関わる重大な「違憲」であると主張する。及び前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲と主張する。その最高法規から 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対して基本的権利を侵害したことにつきどのように回復をしていただけるか、その基本的人権の回復及び「違憲」の判断を求める。本件審判を求める。

《こ》憲法の最高法規性「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条1項）」（以下「前記同条文（憲法98条1項）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。及び「両裁判所公務員ら」の公権力行使に

よる前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、から前記後記すべての違憲があること、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは 本条の「その条規に反する法律、命令、国務に関する行為」に該当し 優越的地位に基づき国民に対して行う性質を有している行為であるから不法行為（民法709条）（後記主張を照合）該当違反である。及び本条の「全部又は一部は、その効力を有しない」に該当する。「両裁判所公務員ら」・「裁判官訴追委員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件損害賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したことは 本件前記後記のすべての違憲がある事実から本条「違憲」である。極めて重大な本条同憲法98条規定の国務に関する行為の国務の公権力行使による裁判行為の確定詐害判決 及び「不訴追決定処分」は本条全部は効力を有しないその規定から本件すべての訴訟（裁判）行為及び「不訴追決定処分」は無効であり、当然「別件第一審」「別件控訴審」判決も無効である。及び本件基本的人権が侵害された事実は国家行為であり、コンサイス法律学用語辞典三省堂2003年12月20日初版、人権（甲第131号証の3）を引用「人権が憲法化されると、最高法規としての効力が備わり、これに反する立法その他の国家行為がすべて無効になる（憲98のI）」規定から「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追の決定処分」を不当取得（詐害）したことは 本条国務に関する行為に該当し、本条全部はその効力を有しないから「別件控訴審」判決及び「不訴追決定処分」のすべては無効であると主張する。及び本条「違憲」と主張する。その無効の理由から「本件全事件」の判決及び前記「不訴追決定処分」引用（甲第131号証の3、）日本国憲法も各種の人権を定めている。人権が憲法化されると、最高法規としての効力が備わり、これに反する立法その他の国家行為がすべて無効になる（憲98I）。その意味で人権は「侵すことのできない永久の権利」（憲11・97）である。よって前記後記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲「前記同条文（憲法99条）」違憲と主張する。及び11条「違憲」である。及び平成28年（ヤ）第88号調書（決定）棄却判断の取消し破棄

と事件の再審判を求める。及び「不訴追決定処分」は取消し破棄を求めその処分取り消しと、その当該裁判官らの「不訴追決定処分」の取消しと追認の責任につき その理由記載の判断の回答書を被上告人国に求めると主張する。上記の理由より 被上告人国は本件損害賠償責任を免れないと主張する。

《さ》憲法尊重擁護の義務「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法99条）」（以下「前記同条文（憲法99条）」という。）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」本条はすべての公務員に対して自ら権限の由来である憲法を尊重し擁護することを義務づけている。本条の憲法尊重擁護義務は、法律的義務 道徳的要請 倫理的性格につき尊重しなければならない義務をいう。その憲法の尊重擁護義務をすべきところ 前記すべての「憲法11ないし32条違憲」・「76条3項、77条、97条、98条1項、99条違憲、後記17条違憲（以下「すべての違憲」という）があることは本条の「違憲」と主張する。及び「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと「両裁判所裁判官ら」、及び前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したこと、「裁判官訴追委員ら」及び前記「全事件」の棄却判断（判決・調書決定）した裁判官らのすべては 本条の「国会議員、裁判官その他の公務員」に該当し その「国会議員、裁判官その他の公務員」によって本条の「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」につき、本来は尊重し擁護しなければならないが本条の義務を否定したこと、及び前記「すべての違憲」があることは憲法尊重擁護義務を負うことを否定したこと すなわち 本条「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法99条）」規定の最高法規の重大な「違憲」である。前記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲」違憲であると主張する。

《し》公務員の罷免権「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である（憲法15条）」（以下「前記同条文（憲法15条）」という。）を主張する。「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。及び「両裁判所公務

員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、その事実から 前記「裁判官訴追委員ら」による「不訴追決定処分」を不当取得（詐害）したこと、は本条公務員の罷免権の「違憲」である。裁判官弾劾法に基づき前記裁判官渡邊左千夫ほか2名（控訴審裁判官3名のうち1名伊藤瑩子は退官したため本条違憲から除外）を裁判官訴追委員会（以下「裁判官訴追委員会」という）に訴追請求したが不訴追の決定処分された（甲第141号証）、平成27年（ヤ）第90号再審の訴状に記載したこと（甲151号証照合）は 権利の乱用禁止「前記同条文（民法1の3）」規定に違反と同時に 公序良俗に反する「前記同条文（民法90条）違反ほか多くの違法違憲該当違反がある。その「前記同条文（民法90条）該当違反の「不訴追決定処分」は 極めて著しい公序良俗に反すること、及び前記主張のすべての「違憲」があること、基本的人権及び一般的権利の侵害は許容範囲を超える逸脱した重大な「不訴追決定処分」であるから、本条罷免を免除した「違憲」と主張する。及びその「違憲」等の侵害の基本的人権及び一般権利の前記憲法11条、12条、14条、15条、32条、前記最高法規「前記同条文（憲法97条）」「前記同条文（憲法98条）」違憲」「前記同条文（憲法99条）」違憲侵害等の「違憲」の「すべての違憲」は公序良俗に反する執行行為であると主張する。前記のすべての主張から 国家社会的妥当性を著しく欠くことから国家・社会の秩序やその他の法益や、国家・社会の構成員の基本的人権その他一般的権利・利益ないしその発展を阻害すること、侵害が国家・社会やその構成たる利害関係人その他の市民国民に与える影響を、特に前記「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」につき 本件の内容及び平成27年（ヤ）90号再審の訴状（甲第151号証）の主張内容から被上告人国ほか2名に認否釈明求めると主張する。及び本件において審判を求める。

《す》国の賠償責任「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる（憲法17条）」（以下「前記同条文（憲法17条）」という）「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記（あ）、（い）の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。裁判所が絶対になしてはならない前記「法令違法」等から確定詐害判決を不当取得させたことにつき 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対し「裁判所」

挿入
申立

の公権力行使の絶対的権力から責任があるにもかかわらず今日まで否定の棄却判決をしたこと、その行為は国務行為であり 国は損害賠償責任を負う本条憲法 17 条規定に該当の「違憲」である。「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの法的利益（損害賠償請求権）及び権利（基本的人権の保障、侵害の防止等）が侵害された事実から 本件の再審の趣旨（前記第 1、2）の請求に対して 別件訴訟事件の提訴による訴訟目的の法的利益の損害賠償の損害金を請求した権利につき 本件事件に至るすべての「裁判所」によって剥奪され侵害による損害を受けた。よって本条（憲法 17 条）規定に該当するから国に損害賠償を求める。損害を受けた原因は前記全趣意のとおりである。なお 前記公序良俗に反する法律行為があり「前記同条文（民法 90 条）」規定に違反であることは、公序良俗に反する目的の法律行為は、無効である。すなわち「裁判所」の判決（甲 7）（甲 8）は無効である。それにより「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法 709 条）」規定の適用違反である。及び「裁判所」の公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる。本条「前記同条文（憲法 17 条）」規定に該当の「違憲」がある。及び「裁判所」の公権力行使により違法に他人に損害を加えたときは、国がこれを賠償する責任から「国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる（国家賠償法 1 条 1 項）」（以下「前記同条文（国家賠償法 1 条 1 項）」という）規定に該当適用であると主張する。及び本条「前記同条文（憲法 17 条）」規定に該当する「違憲」と主張する。極めて重要な基本的人権に関わる「憲法 11 条」及び前記最高法規「前記同条文（憲法 97 条）」「前記同条文（憲法 98 条）」違憲「前記同条文（憲法 99 条）」違憲と主張する。上告人らは前記全趣意から被上告人国に対し頭書第 1、2 再審の趣旨のとおり損害賠償請求する。

《せ》「特別の事情」について

「前記すべての事由」のとおりから、及び前記の「特別の事情」と合わせて、「裁判所」の前記すべての「法令の違法」すべての「違憲」がある理由主張を総合して「特別の事情」に

該当する。その事実は前記全趣意から 及び前記すべての「違憲」があるから疑う余地はない「特別の事情」（以下「特別の事情」という）がある。下記第3、損害賠償請求について、「特別の事情」に該当するから 下記の損害賠償請求のうちの一つの理由とする。

《そ》前記《あ》ないし《せ》の違憲について評価されたい

前記のすべての原因から「違憲」があることについて 国家社会的妥当性を著しく欠くことから国家・社会の秩序やその他の法益や、国家・社会の構成員の基本的な権利その他一般的権利・利益ないしその発展を阻害すること、侵害が国家・社会やその構成たる利害関係人その他の市民国民に与える影響を、被上告人国、ほか2名に対して認否及び「**国家社会の妥当性の観点から評価されなければならない**」 釈明を求めると主張する。

◆前記後記すべてのと主張する。は攻撃又は防御の方法の攻撃を記載「攻撃又は防御の方法の攻撃を記載した訴状は準備書面を兼ねるものとする（民訴規53条1項3号）」から被上告人国、及び被上告人国ほか2名に対して認否釈明の答弁書を求める。及び本件において審判を求める。

第3 損害賠償請求について、

1 前記すべての「法令違法」「違憲」等の事実から損害賠償請求する。

「前記すべての事由のとおりであるが 本件事件は前記(あ)、(い)の訴訟手続法規違反の原因から、簡略に要点を示せば、前記『1』ないし『3』より本条違憲がある」。及び「両裁判所公務員ら」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐欺判決を不当取得したこと、その法律行為は前記「前記同条文（民法1条2項）」「前記同条文（民法1条3項）」「前記同条文（民法90条）」法令違法により無効であり 原判決等の取消し破棄である。及び「別件第一審」「別件控訴審」において当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐欺判決を不当取得したことは 前記すべての法令違法及び「違憲」該当がある。及び前記すべての事由から 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対して前記損害賠償請求の権利及び法律上の権利を侵害したことは 当該不法行為による損害賠償「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（民法709条）」（以下「前記同条文（民法709条）」という）規定に該当違反である。及び前記のとおり「裁判所」の公務員の「法令違法」による確定詐欺判決を不当取得したことは、

時間的、精神的、物質的被害の法律的利益を否定されたことによる損害の権利の侵害・時間的 精神的損害を受けた。財産以外の損害の賠償「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない（民法710条）」（以下「前記同条文（民法710条）」という）規定に適用の違法である。及び損害賠償請求につき「裁判所」の公務員の前記確定詐害判決の不法行為「前記同条文（民法709条）」適用違反により物質的金銭的損害を受けた。及び前記国の賠償責任「前記同条文（憲法17条）」規定に当該の「違憲」により損害賠償を請求する。被上告人国に対し「前記同条文（国家賠償法1条1項）」規定に該当適用違反、及び「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律に定めるところにより、国に、その賠償を求めることができる（憲法17条）」規定に該当の「違憲」があると主張する。及び前記のとおりすべての「違憲」「法令違法」があること、及び前記の最高法規性の「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条1項）」法令の規定に該当の「違憲」があることから、本条「全部は、その効力は有しない」に該当する。「全事件」の棄却の判決・調書決定は本条「効力は有しない」から無効の取消し破棄である。よって「全事件」の判決無効取消し、及び終局判決の平成28年（ヤ）88号の調書決定を破棄する。本件第1、2、再審の趣旨に基づき 及び本件上告人らは 被上告人ら国に対して前記「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に違反等該当により 頭書の **第1、2、再審の趣旨のとおり損害賠償請求等する。** と主張する。

2 なお 損害賠償請求等の下記理由からも損害賠償請求理由とする。

ア) 前記すべての事由から、本件損害賠償請求につき「別件第一審」「別件控訴審」が別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対して 当該不利益処分_の棄却による確定詐害判決を不当取得させたことは 社会観念上認容すべからざるものと一般に認められる程度をはるかに超えていることから不法行為である。その理由から「権利の行使といえども社会観念上被害者において認容すべからざるものと一般に認められる程度を超えるときは、不法行為となる（大判大8・3・3民録25—356）」判例に該当の違反であり、及び前記不法行為「前記同条文（民法709条）」規定に該当違反である。及び前記のとおり公序良俗

に反する「前記同条文（民法90条）」違反があるから判決（甲7）（甲8）は「無効」であり、及び法律の定めるところにより 国に、その賠償を求めることができる「前記同条文（憲法17条）」違憲がある。よって全趣意のとおり「裁判所」の公務員の公権力行使の違法をもって上告人らに対して違法に損害を与えたから前記「前記同条文（国家賠償法1条1項）」規定該当の違反である。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求と主張する。イ）「別件控訴審」裁判官らは 前記「裁判官は法を知る原則」（甲第131号証の2）の理由から「別件第一審」の前記「法令違法」「違憲」があることにつき 熟知認知理解判断ができることから、前記すべての訴訟手続法規違反「理由不備」及び「別件控訴事件」の前記第一審の判決の手続きが違法な場合の取消しを否定した前記当該「前記同条文（民事訴訟法306条）」法令の規定に違反したこと、前記判決（甲7）（甲8）判断中に「理由不備」がある合理的な理由が示されていないことによる 基本的人権の公正平等の裁判請求権、手続き保障請求権及び訴訟手続全般にわたっての法的要件を否定し 適法裁判を否定し 本件請求に対して当該不利益処分による騙取の棄却の確定詐害判決を不当取得させたことは「前記同条文（民法90条）」規定に違反から 判決（甲7）（甲8）は「無効」であり、前記同様の理由から不法行為「前記同条文（民法709条）」規定に該当違反、「前記同条文（憲法17条）」違憲、全趣意のとおりから「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反がある。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求をすると主張する。ウ）前記「別件第一審」〔あ〕〔い〕の訴訟手続法規違反 及び前記「別件控訴審」の訴訟手続法規違反があることから 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らに対し「**両裁判所公務員ら**」の公権力行使による前記訴訟手続法規違反等から本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 著しく国家社会的に妥当性を欠き国家社会の構成員の国民の権利である基本的人権、その他一般的人権・利益ないしその発展を著しく阻害する行為であり、その高度の違法性は法的価値（法秩序や社会秩序維持）や法益（基本的人権の保障 侵害防止）侵害であり 公正な社会機構に大切な公序良俗に反する目的をもって為した法律行為の「前記同条文（民法90条）」規定に違反の該当であり、本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことによる多大な損害を被った。「前記同条文（民法90条）」該当違反から公序良俗に反する法律行為は無効とする規定から 判決（甲7号証）（甲8号証）は無

効の破棄処分である。及び不法行為による損害賠償「前記同条文（民法709条）」規定に違反である。よって前記のとおり「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反である。上告人らは被上告人国に対して損害賠償請求をすると主張する。

エ)「裁判所」の判断は公正で平等で道徳的で善意であるべきが、前記「法令違法」等による前記不平等の侵害による憲法14条「違憲」及び不公正 不平等の裁判による憲法32条の侵害による「違憲」がある。「裁判所」がしてはならない一般社会観念や通念の常識良識を否定し 及び公正平等の裁判を否定し、道徳感や善意行為等を否定した。その事実は著しい反社会性 反道徳性であり、明らかに社会構成に大切な公共の秩序 一般社会の風俗に反する「前記同条文（民法90条）」から**本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは公共の秩序 法秩序 よい風習 習慣 善良の風俗を著しく侵害した。公序良俗に反する「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法90条）」規定に違反適用により 判決（甲7）判決（甲8）の棄却判決等は無効であるから破棄する。**前記全趣旨のとおりから不法行為による損害賠償「前記同条文（民法709条）」財産以外の損害賠償「前記同条文（民法710条）」規定に違反である。及び前記のとおりから、「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反である。前記全趣意のとおりから損害賠償請求をすると主張する。

オ)「両裁判所」の前記**本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したこと、及び 「別件第一審」被告・「別件控訴審」被控訴人新井に対する責任を棄却したことは別件両裁判所の事実誤認不当違法の判断があり、国民の別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの正当な権利を著しく制限するものであり、著しい反社会性 反道徳性であり、公共の秩序 法秩序 よい風習 習慣 善良の風俗を著しく侵害したこと**前記当該「前記同条文（民法90条）」規定に違反の法律行為の無効に該当するから判決判決（甲7）（甲8）は前記無効による取消し破棄する。前記すべての理由から 不法行為による損害賠償「前記同条文（民法709条）」規定の違反である。及び損害賠償請求をする。及び前記すべての理由から 前記最高法規の「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない（憲法98条1項）」規定から前記すべての国務行為の判決は「効力を有しない」から前記判決（甲7）（甲8）は無効である。及び前記すべての事由から 国務大

臣、国会議員、裁判官その他の本件に関係した公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を怠った「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ（憲法99条）」規定に違反の違憲がある。及び前記全趣意のとおりから「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反である。よって本件損害賠償請求すると主張する。

3 判例該当の違反等について、

ア) 国家賠償法1条1項「本条は、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、自己の利を図る意図をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形を備える行為をし、これによって他人に損害を加えた場合には、国は損害賠償の責めを負わしめて、広く国民の権益を擁護することをもって、その立法の趣旨とするものと解する（最判昭31年11月30日民集10-11-1502）」前記すべての理由から 前記「法令違法」の原因である基礎資料の調書に前記「重要な事項」の前記「瑕疵」があることは 前記判例「公務員の権限の公権力行使による客観的に職務執行の外形を備える行為」に該当し、「これによって他人に損害を加えた場合」「広く国民の権益を擁護する趣旨とするものと解する」判例判断に該当するから本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことは 別件原告ないし本件上告人らの法律上の権益を否定した。本件の損害賠償請求事由に該当する。全趣意のとおりから不法行為による損害賠償「前記同条文（民法709条）」規定に該の違反である。前記とおりから「前記同条文（国家賠償法1条1項）」規定に該当違反である。被上告人らに対し損害賠償の請求をすると主張する。

イ) 平成18年（ワ）第22278号東京地方裁判所判決 理由1（3）別件訴訟第一審及び控訴審の判決の違憲・違法について、引用平成18年（ワ）22278号判決（甲第94号証）理由 1（3）、別件訴訟第一審及び控訴審の判決の違憲・違法について、裁判官がした争訟の裁判が国賠法上違法といえるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認めうるような特別の事情があることを必要とするというべきである（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷・民集36巻3号329頁参照）。前記は下記の判例と同様の趣旨であるが念のためにと主張する。

「裁判官がした争訟の裁判につき、国家賠償法1条1項の違法な行為があったものとして

国の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁、同平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938頁参照、）。につき、同「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をした」及び「裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があること」とは、全趣意のとおりから、特別の事情があることは明らかである。及び前記《せ》記載の「特別の事情」に記載のとおり前記「特別の事情」に該当する。すなわち 前記「重要な事項」につき前記「瑕疵」があり前記「法令違法」及び前記多くの「違憲」があること、及び本件賠償請求につき当該不利益処分による騙取の棄却による確定詐害判決を不当取得したことから 前記のとおり 別件原告及び控訴人ないし本件上告人らの国民は次の権利を侵害された。前記「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない（憲法32条）」の規定を否定した「違憲」、及び前記「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される（前記同条文（憲法76条3項）」規定を否定した「違憲」。ほか前記すべての「違憲」は前記同「特別の事情」であり前記「特別の事情があることを必要とする」判例に該当し損害賠償請求事由に該当する。特に 被上告人国に対して 前記「前記同条文（国家賠償法1条1項）」の規定に該当違反があるから 上告人らに対し 被上告人国の損害賠償の金員等の損害賠償責任を免れない。前記全趣意のとおりから 本件頭書第1、2、再審の趣旨のとおり損害賠償請求金員等請求すると主張する。

4 仮執行宣言について、

頭書第1、2（5）判決ならびに仮執行の宣言を申立てる。

平成23年（ワ）第29751号 損害賠償請求事件の平成23年10月21日付 被告国、及び 平成24年（ネ）第1507号 損害賠償請求控訴事件の平成24年4月26日付 被控訴人国、の 答弁書 第1 控訴の趣旨に対する答弁 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行の宣言を付する場合には、（1）担保を条件とする仮執行免脱宣言（2）その執行開始時期を判決が被告・被控訴人国に送達された後14日経過した時とす

ることを求める（甲155）から 被上告人国は前記同記載に基づき執行されることにつき、上告人らは了解いたしますと主張する。

5 前記すべての主張につき、被上告人国、ほか2名（岩井重一、平沢慎一）に対して 答弁書の提出を求める。

6 本件 再審の請求による損害賠償請求につき 原判決取消し 破棄と 事件の再審判を求める非常の不服申立てである。速やかに判決を求める。

提出資料・送付等

① 平成29年2月6日付 平成29年（ヤ）第6号 再審の訴状訂正申立書

本状、 2部 提出

②証拠説明書 及び 証拠説明書に掲載のすべての証拠の各一部を提出する。

〔提出資料〕証拠説明書 及び 証拠説明書記載の証拠 一式 2部 提出

※上記①、②、の書類2部の内1部は副本として上告人らに受付印捺印の上ご返却下さい。

※◆被上告人国 及び 被上告人ほか2名に対し ①平成29年（ヤ）第6号再審の訴状訂正申立書 及び ②証拠説明書 及び証拠説明書記載の証拠一式を 直接郵便にて送付します。◆被上告人国及びほか二名は 同①②送付した受領書に記名捺印等の上、1部は最高裁判所第三小法廷に、及び1部は上告人らに送付してください。◆被上告人国、及びほか二名から 上告人らに上記受領書が返送着信後、貴裁判所に確認のため受領書を受領した旨の通知を追って郵便で通知いたします。◆答弁書は本紙到着後3週間以内に送付されたい。

以上

追記、被上告人らの答弁書未着

(H29-11-10現在)